

都農町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)



宮崎県児湯郡都農町

令和3年9月 策定

令和3年12月	変更
令和4年7月	変更
令和4年12月	変更
令和5年6月	変更
令和5年11月	変更

目 次

1. 基本的な事項	1
（1） 都農町の概況	1
（2） 人口及び産業の推移と動向	2
（3） 行財政の状況	5
（4） 地域の持続的発展の基本方針	8
（5） 地域の持続的発展のための基本目標	9
（6） 計画の達成状況の評価に関する事項	9
（7） 計画期間	9
（8） 公共施設等総合管理計画との整合	9
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	10
（1） 現況と問題点	10
（2） その対策	10
（3） 事業計画	11
3. 産業の振興	11
（1） 現況と問題点	11
（2） その対策	14
（3） 事業計画	16
（4） 産業振興促進事項	18
（5） 公共施設等総合管理計画等との整合	18
4. 地域における情報化	18
（1） 現況と問題点	18
（2） その対策	18
（3） 事業計画	19
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	19
（1） 現況と問題点	19
（2） その対策	20
（3） 事業計画	21
（4） 公共施設等総合管理計画等との整合	22
6. 生活環境の整備	23
（1） 現況と問題点	23
（2） その対策	25
（3） 事業計画	26
（4） 公共施設等総合管理計画等との整合	27

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	27
(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	29
(3) 事業計画	32
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
8. 医療の確保	34
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	35
(3) 事業計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	36
9. 教育の振興	36
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	38
(3) 事業計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	42
10. 集落の整備	42
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
(3) 事業計画	43
11. 地域文化の振興等	43
(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	43
(3) 事業計画	43
12. 再生可能エネルギーの利用の促進	44
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	44
(3) 事業計画	44
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	44
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	45
(3) 事業計画	46
過疎地域持続的発展特別事業分（再掲載）	46

1. 基本的な事項

(1) 都農町の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

【自然的条件】

本町は、北緯32度15分、東経131度28分にあたり、県都宮崎市と工都延岡市の中間に位置しています。その形態は東西15km、南北10km、総面積102.11km²を有し、東に日向灘、西には尾鈴の山並みと西高東低の丘陵性台地による平坦地が広がっています。

町土の約62%は山林で、尾鈴連山には、日本の滝百選に選ばれた矢研の滝をはじめ、大小30余の尾鈴山瀑布群が分布しています。ここを源流とする心見川、都農川、名貫川の3河川が東流しながら大地を潤し、日向灘に注ぎ込んでいます。

気候は温暖で日照時間が長く、積雪はなく、梅雨期から台風期までが多雨期にあたります。

このように本町は、住み良い気候と明るく開かれた地形に特徴があり、極めて恵まれた自然を有しています。

【歴史的条件】

本町の歴史は、古代日向の伝説に彩られています。日向之国一之宮である都農神社は、日向で最も由緒のある神社であり、「続日本後紀」には西暦800年代前半の事象として「都濃神」、「都濃皇神」の名が記されています。また、尾鈴山の伝説も古く、神体として信仰の対象とされていました。

荘園時代を経て、鎌倉時代から江戸時代にいたる間は、土持氏、伊東氏、島津氏の所領となっていました。1578年には、大友宗麟と島津義久の戦いがあり、都農神社が消失しています。

廃藩置県後の県制の流動時期を経て、明治16年に宮崎県児湯郡に入り、同22年に都農村、大正9年に都農町となり、令和2年に町制施行100周年を迎えました。

このような豊かな歴史資源に育まれた本町には、一之宮都農神社夏の大祭、高鍋神楽、松原獅子などの伝統的文化遺産が現在に息づいています。

【社会的条件】

本町を取り巻く社会的条件の変化としては、平成26年3月16日に東九州自動車道（日向～都農間）が開通し、また平成28年春には同自動車道の北九州～宮崎間が全線開通になりました。この全線開通に伴い九州を周回するネットワークの形成がされ、移動時間も飛躍的に短縮になったことで、その利便性はもとより、各産業分野の発展や地域経済の活性化につながっています。

一方で、本町に設置されたインターチェンジから市街地内や観光地へ人の流れを誘導するため、平成25年度にオープンした道の駅「つの」には、年間約60万人以上の来場者が訪れ、本町の新たな観光拠点となっています。

また、あわせて本町唯一の県立高校であった、都農高等学校が、県立高校学校教育整備計画に伴い令和2年度に閉校となったものの、まちづくりの新たな拠点施設として今後の活用が期待されています。

【経済的条件】

本町のもつ結節点としての機能は、県都宮崎市と工都延岡市の中間という位置づけによる人的・物的な交流点としての優位性にあります。これまで、この特性を活かした企業の誘致や居住地としての定住促進に力を注いできましたが、人口減少を食い止めるには至っていません。

このような状況のなか、本町では令和2年6月にデジタルフレンドリー宣言を行い、情報通信技術（ICT）などの普及や利用促進に着手しました。新型コロナウイルスの影響でデジタル化の必要性も高まっていることから本町の豊富な自然的資源を最大限に活用しつつ、基幹産業である第1次産業等の既存の産業にもこれらのデジタル技術を積極的に活用するとともに、新たな起業や企業誘

致による就業機会の創出及び地域の活性化を進め、町の経済的発展につながる努力が必要とされています。

② 過疎の状況

本町の人口は、昭和25年の15,670人をピークに高度経済成長期の急激な人口流出により、昭和47年には12,151人にまで下降しました。その後、一時期は増加傾向にあったものの、再び人口の減少が進み始め、過疎化の厳しい状況が続いている中、平成26年4月1日付けで『過疎地域』の指定を受けました。

過疎化の主な要因としては、基幹産業である第1次産業と雇用に大きく結びつく地場産業の低迷により、若年層を中心とする都市部への人口流出に歯止めがかからないことやライフスタイルの変化に伴う出生数の減少などが挙げられます。

これまでも、農林水産、観光業などの振興策や定住促進事業、企業誘致活動等へ取り組んできましたが、どれも決定打とならないまま人口の減少は今も続いています。

少子・高齢化による人口の自然減少が大きい本町にとって、それを上回る社会増を得られないことが人口減少の大きな原因であることから、本町では、様々な移住・定住事業を展開しており、今後も継続してこれらの事業を行っていくことが必要です。

③ 社会経済的発展の方向

長期に及んだ景気低迷や構造的な若年層の流出、少子・高齢化の進行、地域産業の担い手不足といった状況が続く中で、本町の経済は著しく低迷しているのが実情です。

今後の社会経済的発展のためには、現状課題への対応と根本的な解決策の両面から施策を展開していく必要があります。

本町の第1次産業の従事者数は、高齢化や担い手不足により、年々、減少していますが、基幹産業である第1次産業をベースとした産業の振興を図ることは重要な課題であり、農林水産業と観光商工業を一体化する、いわゆる農商工連携の振興による地域雇用の創出へ積極的に取り組んでいます。また、従来の基幹産業へのさらなる支援に加えて、企業誘致や起業支援等をはじめとする就業の場の確保、住宅政策、地域を担う人材の育成など視野の広い政策を展開しながら、少しでも経済の下げ止まり感を払拭していくことで、まちに活力を与えられるように努めていきます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

国勢調査の結果から本町の人口の推移を振り返ると、戦後に急増した人口は昭和25年には15,670人とピークに達しましたが、その後は高度経済成長期の人口流出により急激な人口減少が続き、昭和47年に12,151人まで下降しました。しかし、その後はUターンや流失の鈍化などによる増加に転じ、昭和60年頃までその傾向が続きました。昭和60年の人口は13,859人で、昭和45年と比べ1,380人の増加となりましたが、最近では再び減少傾向に転じ、平成17年には11,811人、平成27年には10,391人で過去最少人数となりました。近年の人口減少要因は、若年層の流出などの社会動態に加え、出生率の低下など自然動態によるものが大きく影響しています。

「表1-1(1)人口の推移」で示しているとおり、若年者比率が昭和50年の21.7%から平成27年には10.7%と11%低下している一方で、高齢者比率は10.9%から34.7%に23.8%も上昇しており、本町の高齢化は、県平均を上回るスピードで進行していると言えます。

本町の人口の推移にしても、令和2年に策定した第2期都農町人口ビジョンの長期的推計(表1-

1 (3)) によりますと現状のまま推移(コーホート要因法による推計)した場合、令和42年(2060年)の人口は4,133人となり、平成27年(2015年)の10,391人から6割減となることが予測されています。このため、町としましては今後、合計特殊出生率の向上、将来的な転出を令和7年(2025年)までに30%抑制、転入率を30%増加、その後70%抑制、70%増加となることを目標とし、令和42年(2060年)の目標人口を6,200人と設定していることから、本計画についても、この目標達成に向けての事業展開が必要です。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 14,524	人 12,675	% △12.7	人 13,229	% 4.4	人 11,811	% △10.7	人 10,391	% △12.0	
0歳～14歳	5,510	3,051	△44.6	2,779	△8.9	1,677	△39.7	1,338	△20.2	
15歳～64歳	8,049	8,247	2.5	8,201	△0.6	6,955	△15.2	5,445	△21.7	
うち15歳～29歳(a)	2,796	2,749	△1.7	1,928	△29.9	1,673	△13.2	1,110	△33.7	
65歳以上(b)	965	1,377	42.7	2,249	63.3	3,179	41.4	3,607	13.5	
(a)/総数 若年者比率	% 19.3	% 21.7	—	% 14.6	—	% 14.2	—	% 10.7	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 6.6	% 10.9	—	% 17.0	—	% 26.9	—	% 34.7	—	

資料:国勢調査

注)総数は年齢不詳のものを含む

表1-1(2) 人口の推移

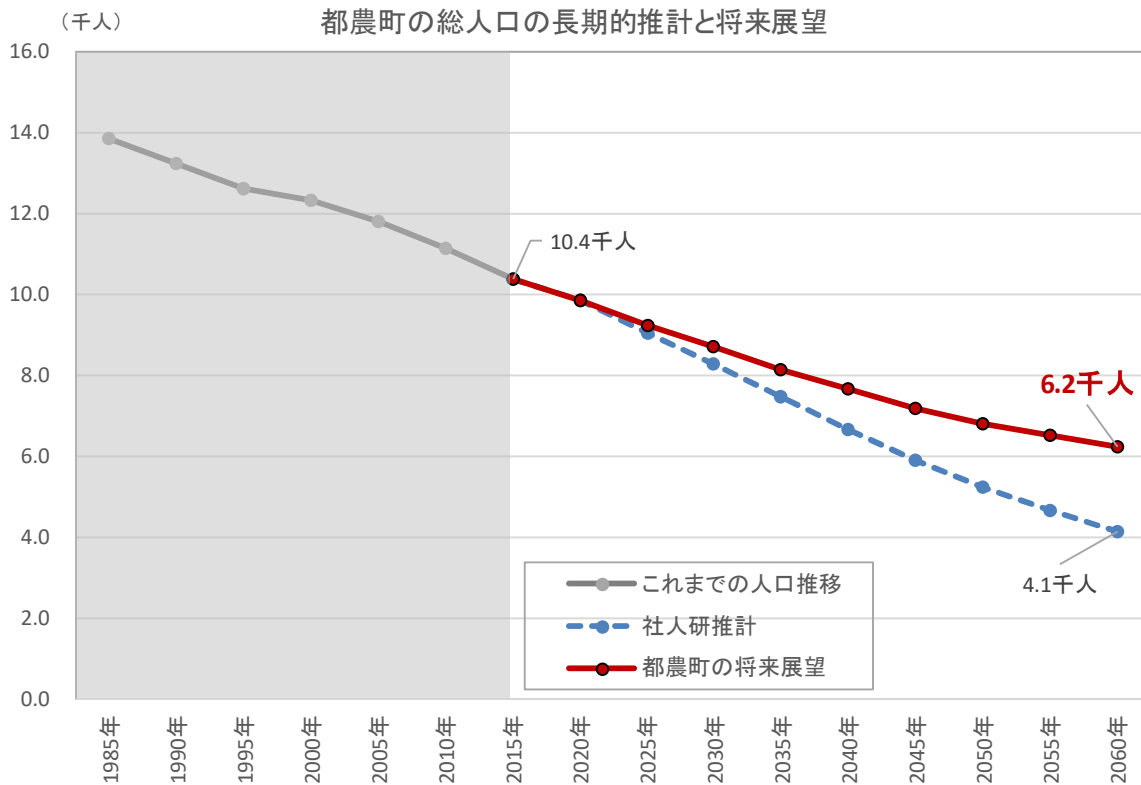
(単位:人)

区分	令和2年		令和3年			令和4年			
	人数(現住人口)	推計①	推計②	比較 ②-①	推計①	推計②	比較 ②-①		
総数	9,996	9,809	9,843	34	9,620	9,690	68		
男	4,736	4,642	4,658	16	4,548	4,580	32		
女	5,260	5,167	5,185	18	5,074	5,110	36		
区分	令和5年			令和6年			令和7年		
	推計①	推計②	比較 ②-①	推計①	推計②	比較 ②-①	推計①	推計②	比較 ②-①
総数	9,432	9,535	103	9,244	9,382	138	9,055	9,227	172
男	4,453	4,502	49	4,358	4,424	66	4,263	4,345	82
女	4,980	5,034	54	4,886	4,958	72	4,792	4,882	90

推計①…社人研推計を基に算出、推計②…第2期都農町人口ビジョン目標人口を基に算出

資料:現住人口・第2期都農町人口ビジョン

表1-1(3) 都農町の総人口の長期定期推計と将来展望



資料：都農町人口ビジョン

② 産業の推移と動向

本町の産業別就業人口の総数は、平成27年に5,058人で、町人口の48.7%を占めておりますが、平成2年から平成27年までの25年間で1,551人減少し、増減率は△23.5ポイントとなっております。

昭和35年には65.1%を占めていた第1次産業就業人口ですが、農水産物の国際化による販売価格の伸び悩みや昭和40年代に始まった米の生産調整、木材価格の低迷等による農林水産業の不振によって急減し、平成27年には就業人口比率が27.5%にまで減少しました。さらに、就業人口に占める高齢者の比率が高いことや後継者不足から今後も減少は続くと思われられます。

第2次産業就業人口比率は、平成7年までは増加傾向にありましたが、徐々に減少していき、さらに今後の製造業の伸びが期待できないことから、引き続き減少傾向と予想されます。

第3次産業就業人口比率については、余暇の増大や自然志向が高まる中で観光産業への転換が図られ、徐々に伸びてきましたが、総人口が減少していくことを考えると、消費者関連サービス業に対する需要は大きく見込めないため、今後の大幅な伸びは期待できません。

今後は、都農町が持つ農業と交通の利便性など、地域の大きな特色を活かし農業を中心に6次産業化に向けた取組のさらなる強化を図り、新たな地場産品の創出や地域資源の掘り起こしと高付加価値化を行い、都市部など大消費地への販路を開拓・拡大することにより効果的に域外から稼ぎ、効率的に域内で循環させる地域経済構造を生み出すことで、地場産業の発展と雇用創出につなげる必要があります。

さらに、人口減少や少子高齢化に伴う労働力不足への対応として、高齢者や女性、外国人などの多様な人材が活用できる仕組みやワークスタイルとライフスタイルの多様化を踏まえた、テレワーク、フレックスタイム制等を推進することにより安心して働ける環境づくりに取り組む必要があります。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,892	人 6,410	% △7.0	人 6,609	% 3.1	人 5,864	% △11.3	人 5,058	% △13.7	
第1次産業 就業人口比率	% 65.1	% 45.5	—	% 35.6	—	% 29.3	—	% 27.5	—	
第2次産業 就業人口比率	% 11.0	% 22.7	—	% 28.3	—	% 25.3	—	% 23.6	—	
第3次産業 就業人口比率	% 23.9	% 31.8	—	% 36.1	—	% 45.4	—	% 48.9	—	

(3) 行財政の状況

① 行 政

これまでの地方自治は、国家依存、中央集権の度合いが強いものとされておりましたが、「地方分権」が進展する中、地方には自主性・自立性を持ったまちづくりが求められています。

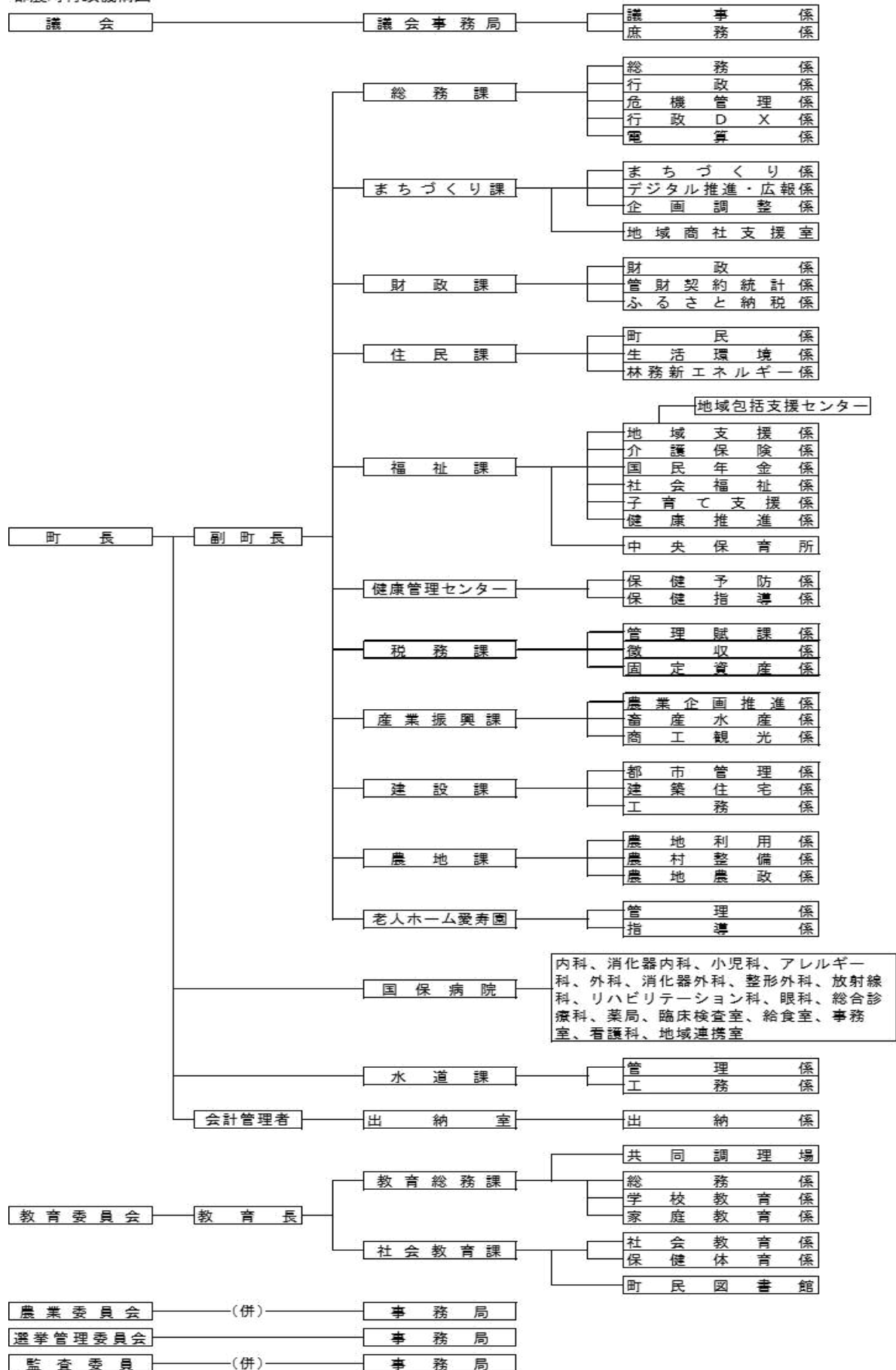
地方の個性を活かした魅力ある地域づくりを行っていくためには、住民ニーズと時代の潮流を把握し、「独自の政策形成能力と自己責任」を担える力量を身につけることが重要となっています。

行政運営の将来の見通しとしては、近年の急激な社会情勢の変革により非常に難しい状況にあります。税収の減少、債務の返済、福祉予算の増大など、今後の財政負荷の増大は必至であり、行政課題も多様・複雑化しています。

このため、職員一人一人が住民ニーズを的確に捉え、行政運営の公平性を確保しつつ、住民に対する説明責任をしっかりと果たしながら、相互に協力、連携するまちづくりを推進していく必要があります。限られた財源や人員の中で効果的な行政運営の推進を図り、社会経済の動向に迅速かつ柔軟に対応していけるような行政組織や職員資質の向上に努めてまいります。

町の行政機関は、町長、議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会及び監査委員で構成され、令和3年4月1日現在の職員数は197人となっています。

都農町行政機構図



② 財政の現状と動向

基幹産業である第1次産業従事者数が減少傾向にあり、それに伴って収益も減少しているため、財政基盤は決して強いものとは言えません。令和元年度の財政力指数は0.318で、県内町村平均の値(0.346)と比べると低いものになっています。

また、近年は人口の減少、高齢化が着実に進んでおり、扶助費の増加などによって一層、厳しい局面を迎えることも考えられます。今後は、財政の安定化・健全化を図るためにも歳出予算全般を見直すとともに、現在、重点的に取り組んでいる企業誘致、にぎわい拠点整備事業、産業の振興によって町民所得の向上を目指し、財政基盤の強化を図る方針です。

次に、一般会計の決算状況については表1-2(1)のとおりです。

平成22年度と令和元年度を比較しますと、歳入総額は10,304,598千円(189.2%)の増、同じく一般財源については92,713千円(2.6%)の増となっています。

また、地方債は259,388千円(63.9%)の増となっていますが、これは主に道路整備事業整備に係る過疎対策事業債の増加に伴うものです。

歳出については、総額で9,979,229千円(189.7%)の増であり歳入とほぼ同様の規模で推移しています。

なお、投資的経費については、前述のとおり保健医療福祉連携施設整備事業や企業立地促進対策事業等を優先的に実施しているため、近年は増加傾向となっています。

今後は、限られた財源の中で、町民の多種多様化するニーズに対応できるよう、企業誘致施策や定住促進事業等を一体的・重点的に取り組むとともに、過疎債を有効に活用することで地域経済の振興と発展を図り「過疎からの脱却」を目指していきます。

表1-2(1) 財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	5,445,455	7,074,523	15,750,053
一般財源	3,550,003	3,598,931	3,642,716
国庫支出金	521,971	598,042	802,276
都道府県支出金	430,820	427,116	710,345
地方債	406,029	655,314	665,417
うち過疎対策事業債	0	456,600	477,500
その他	536,632	1,795,120	9,929,299
歳出総額 B	5,260,668	6,778,726	15,239,897
義務的経費	2,454,278	2,562,531	2,822,980
投資的経費	583,396	789,155	1,386,400
うち普通建設事業	577,132	783,648	1,335,316
その他	2,222,994	3,427,040	11,030,517
過疎対策事業費	0	519,563	703,280
歳入歳出差引額C=(A-B)	184,787	295,797	510,156
翌年度へ繰越すべき財源 D	48,888	103,443	239,258
実質収支C-D	135,899	192,354	270,898
財政力指数	0.27	0.28	0.32
公債費負担比率	16.6%	13.1%	12.0%
実質公債費比率	17.0%	10.2%	9.9%
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	82.4%	90.1%	95.3%

将来負担比率	69.2%	47.0%	—
地方債現在高	5,443,509	5,822,855	5,969,178

資料: 地方財政状況調

注) 区分は地方財政状況調の記載要領による

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率(%)	—	63.9	70.0	74.0	74.5
舗装率(%)	—	68.1	74.2	78.6	79.7
農道	—	—	—	—	—
延長(m)	—	—	—	11,820	11,820
水道普及率(%)	6.9	93.3	96.9	98.3	98.4
水洗化率(%)	—	—	60.0	78.9	80.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	4.5	4.6	5.0	5.5	6.2

資料: 公共施設状況調

(4) 地域の持続的発展の基本方針

若年層を中心とした人口流出、出生率の低下、高齢化の進行や基幹産業である第1次産業の低迷による過疎化は、本町における地域活力の著しい停滞を招いており、平成26年4月1日付で『過疎地域』の指定を受けることになりました。

このため、本町は、宮崎県の過疎地域自立促進方針と同一基調のもとに策定した「過疎地域自立促進計画」に基づき、子育て世代の人口流出を防ぎ移住・U I J ターン者等の定住を促進するために、保育料や子ども医療費の無料化等地域振興や活性化に向けた諸政策を展開してきましたが、町民の定住に結びつく就業の場の不足等から、活力ある地域づくりに欠くことができない若者の町外流出や急激な高齢化等、厳しい傾向が続いている状況です。

しかしながら一方で、近年都市圏への人口の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、過疎地域の担うべき役割が一層重要となっている状況もあります。

これらの状況を鑑み、都農町においても過疎地域の役割を担うとともに持続可能な発展を果たすため、新たな宮崎県の過疎地域持続的発展の基本方針に基づき過疎地域持続的発展計画を策定し、更なる移住・定住政策の施策の展開、本町の基幹産業である第1次産業を軸とした就業の場の創出などに努め、就業の支援を図っていきます。

さらに、情報化・循環型社会への移行といった時代のニーズをくみ取りながら、情報通信環境の充実を図り、若者定住や高齢者の安心・安全に対応する施策にも取り組みます。

また、豊かな自然や地域の資源、特色を活かした地方ならではの「ひと」と「自然」を守り、安心・安全で快適に住めるまちづくりを進めていかなければなりません。人と自然が共生する環境整備や住民生活に安らぎと満足を感じられる生活環境の整備を促進していきます。

恵まれた自然環境と調和した農林水産・観光業の振興、道路交通網をはじめとする生活基盤の整備、豊かで潤いのある住環境の整備等を進め、さらに保健・医療と福祉の充実、教育と地域文化の振興などに積極的に取り組みながら自立促進を図ります。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

目標指数	現況値	目標値	出典
転入者	97人 (H30.10.1~R1.9.30)	1年間：100人 5年間：500人	現住人口等調査
出生数	76.6人 (H27~R1の平均値)	1年間：75人 5年間：375人	現住人口等調査

※都農町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標値とします。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

評価に関しては、毎年度、目標達成に向け実施した施策の実績を基に、関係課と連携し検証を行います。また、最終年度については外部有識者・町民から構成される評価委員会による評価を実施するものとします。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

① 基本的な考え方

本町の公共施設等総合管理計画は、町民の安全・安心を確保し、子どもや孫の世代が安心して暮らせる地域社会を築いていくため、真に必要な公共施設等を安全に保有し続けることができる運営体制を確立していくことを目的とします。

そのため、本町が保有する全ての公共施設等を対象に、総量抑制（保有量の縮減）、施設の維持管理・運営方法の見直し、資産の有効活用など、公共施設に関する将来的な財政負担を軽減するための取組を積極的に行います。

② 取組の視点

本町の公共施設等の管理・整備については、都農町公共施設等総合管理計画に基づき取り組んでいきます。

■保有総量を縮小し、将来更新負担額を軽減

利用状況の検証や施設間の調整等により、施設の統合・複合化を検討します。

新規施設の建設や施設の更新等が必要となった場合、まず、既存施設の有効利用（機能移転、複合化、用途変更等）について検討します。将来的な維持管理費用等を総合的に勘案し判断をします。

■長寿命化の推進によるライフサイクルコストの低減

都農町長寿命化修繕計画（平成24年3月）および都農町公共施設個別施設計画（令和3年5月）等に基づき、計画的な点検や修繕等により、橋梁や施設の長寿命化を図ります。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

本町の過疎化の進行による人口減少、基幹産業である農林水産業の後継者不足、企業の経営不振や人材不足、人口構成の高齢化などの状況は非常に深刻で、県内における町民所得が低位であるという状況が続いています。

特に、移住・定住の促進・人口減少対策は本町の最重要課題であり、地域を支える担い手が不足している状況の中で若者が定着できる地域づくりを進めるため、移住・U I J ターン政策や担い手確保支援策などに今後も取り組む必要があります。

また、移住したくても希望の物件が見つからない状況もあるため、安定して住まいを確保できるように空き家の利活用やサブリース方式を使った事業展開を行う必要があります。

② 地域間交流の促進、人材育成

本町は、恵まれた自然環境、観光資源、文化歴史資源を有しています。これらの要素を産業・観光・福祉・文化・教育など様々な分野で効果的に活用していくことが、地域の活性化には必要不可欠です。

近年、交通や情報通信の急速な発展に伴い、時間や距離の制約が克服され、ひと・もの・情報の流れは地球規模で行われるようになりました。そして、このような双方向の交流環境が実現するなかで、地域間の交流が行われるという時代になりました。

地理的、社会的環境の異なる地域に住む人々との交流は、新たな発想、地域特性の再発見、住民の地域への誇りや愛着を再認識することにつながります。

本町を他地域の人々が絶えず訪れる交流の場とするためには、幅広い分野における地域の枠を越えた交流を促進していくことが必要です。

また、急速に進む国際化に対応するために、外国語や諸外国の歴史を学ぶとともに、各国の文化や生活への理解を深めながら国際感覚あふれる人材を育成していくことも重要となっています。

(2) その対策

① 移住・定住 ～愛してやまないふるさと都農町へ～

生まれ育ったまちには誰もが愛着を持つもので、「ふるさとに帰りたい」という人々へ向けた空き家対策事業を含む住宅政策の充実を図ります。

また、地方に住んでいても都市と同様のサービスが受けられるような事業にも取り組み、移住・U I J ターン対策の推進や兼業・副業、複業などに積極的に取り組む企業を増やし人材のスキルアップができる環境を整備することによって地域の担い手の確保に努めます。更に、空き家などの既存ストックを有効活用するため、空き家バンクの内容充実を図るとともに、リフォームに対する助成を行うなど、空き家を利活用する取組を行い都農町への移住・定住を促進します。

② 地域間交流の促進、人材育成

地域の活性化や住民活力の向上、一体感の醸成に向け、各地域において様々なイベントを開催し、町内における連携を図るとともに地域おこし協力隊制度の事業を活用し、地域を越えた交流を推進していきます。また同時に、姉妹・友好都市交流の一層の充実を図り、経済、文化、スポーツなどによる交流の機会を創出していきます。

地域の情報を発信していくことは、本町出身者の愛郷心を高めることにつながります。遠くから

故郷を想う方々にもまちづくりへの参画を促しながら、町民と行政の『協働』を進めていきます。そして、外国青年招致事業や青少年海外派遣事業などを効果的に活用し、次世代を担う小中学生が国際感覚を身につける契機となるような支援にも努めていきます。

さらに、町内の高校生を地域で支援し、将来、都農町を担う人材として育成を行う事業を展開していきます。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(1)移住・定住	定住促進奨励事業	町	
		テレワーク等環境整備補助事業	町	
		ワーケーション環境整備促進事業	町	
		空き家利活用促進・支援事業	町	
		高校生就学支援事業	町	
		奨学金返済補助	町	
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 人材育成	地域おこし協力隊受入れ事業	町	
		地域活性化起業人受入れ事業	町	
		女性の活躍促進事業	町	
		都農町高校生夢未来応援事業	町	
		資格取得奨励事業	町	
		青少年海外派遣事業	町	

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町の産業振興を図る上で、基幹産業である農業は切り離して考えることはできず、農業の振興をどのように推進していくかが、本町の重要な課題です。

しかしながら、農林業センサスの結果にも示されているとおり、農業従事者の高齢化による離農に加え、農産物の価格低迷などの厳しい経営環境が続く中、受け手となる後継者が不足するなど、農業従事者は年々減少しており、本町の農業振興は一層厳しさを増している状況です。

このようなことから、今後は、農業生産基盤の整備を推進するとともに、農地の有効活用や担い

手への農地の集積・集約化を加速させ、新規就農者の受入れ体制の整備、認定農業者の確保、農業法人・集落営農組織の育成、企業の農業参入の支援を行うことにより、担い手の育成・確保の推進を図っていくことが必要です。さらに、農業就業人口の約半数を占め、農業や地域の活性化において重要な役割を果たし、6次産業化などの担い手として大いに期待されている女性農業者についても、その力が一層発揮されるよう支援していくことが重要です。

また、畜産業においては、平成22年に発生した口蹄疫の影響で、町内の牛・豚等が全頭殺処分となり、その後復興に向けた様々な取組を行っていますが、後継者不足などもあり、口蹄疫発生前の状況まで回復できていない現状のため、各種事業に取り組み、防疫対策を徹底しながら、計画的に飼養頭数を増やしていくことが課題となっています。

(別表1) 専業別農家数及び農家人口

(単位:人、戸)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
農家人口	4,960	4,371	3,558	2,746	2,319	1,841
農家戸数	1,056	982	812	640	595	527
専 業	402	373	342	273	304	293
1種兼業	254	238	139	175	131	111
2種兼業	400	371	331	192	160	123

資料:農林業センサス

(別表2) 年齢別の農業就業人口

(単位:人)

区 分	15～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上	計
平成27年	4	32	69	87	188	307	104	271	1,062
平成22年	22	32	83	124	276	291	172	325	1,325
平成17年	18	71	97	181	323	306	209	313	1,518
平成12年	35	81	126	310	298	490	231	249	1,820
平成7年	82	86	246	385	337	572	220	229	2,157

資料:農林業センサス

② 林業の振興

本町の総面積10,211haのうち、林野面積は6,353haで総面積の62%を占めており、その内訳は、民有林、1,371haの22%、国有林、4,982haの78%です。民有林面積のうち人工林の面積は645ha、人工林率は47%となっています。

民有林の整備は、森林組合を中心に造林補助事業等を取り入れながら、国産材の産地化を目指して積極的に取り組んでいます。また、これらの森林は、国土保全や防災面での重要性も高いことから、保全を基本としつつ、木材生産の経済的効果が高度に発揮されるように積極的な活用にも取り組んでいく必要があります。

③ 水産業の振興

漁業は、自然の恵みである水産資源を直接利用する産業です。このため、漁場の保全等、水産資源の適切な管理を行いながら、合理的利用を進めていかなければなりません。

今後は適切な資源管理とあわせて、稚魚の放流、増殖場造成事業など生産基盤の整備を図るとともに、漁港の整備、流通基盤の確立を促進していくことで、漁業の生産性・効率性の向上を目指し

ていく必要があります。

また、現在、本町においては観光的な意味合いでの事業の展開は見られませんが、今後、交流人口の拡大による町の活性化を図っていく上でも、町の貴重な資源である漁業の積極的な活用が望まれています。

④ 地場産業の振興

本町で生産する農林水産物を活用し、観光と連携した付加価値の高い特産品をどのように開発していくかが大きな課題となっています。

都農ワイナリーで醸造する地元産ぶどうを使った都農ワインは、国内だけでなく国外においても高い評価を得ており、ブランド化が進んでいますが、今後、都農ワイナリーの認知度をさらに県内外に広めていくためには、新たなプロジェクトを推進していかなければなりません。

また、基幹産業である農業と漁業の安定的な経営と所得向上を図るために、地域の農林水産業と商工業が連携して、新品目やサービスを開発できるように生産者自らが加工開発や販売等を行う6次産業化への取組を促進する必要があります。

⑤ 企業の誘致と起業の促進

本町の企業を取り巻く状況は、近年の不況によって厳しい状態にあり、新規の企業誘致が非常に困難な時期が続いていました。しかし、町の活性化施策としての定住促進の観点から、若年層を中心とする雇用の創出は、必要不可欠なものであり、過去5カ年（平成28年度～令和2年度）の企業誘致は、規模拡大を含め4件の企業を誘致企業として指定をしています。

新たな視点で地域活性化を図っていくためには、中長期を見通しながらの企業誘致や起業の促進が必要です。自然保護との整合性を図りながら、農畜産物、木材など地域資源を活用した関連企業の誘致に努めるほか、若者への起業支援による産業創出が求められています。

⑥ 商業

本町商店街は、計画的な商業集積が図られておらず、自然発生的な商店街として現在に至っています。流通・交通網の発展に伴い町民の町内での購買力は次第に低下し、日向、高鍋及び宮崎方面の大型店舗に流失しているのが現状です。

このため、商店街では年々、売上げ・来客数が減少、商店数も69店舗、従業者数は404人（平成26年商業統計調査）に減少していることが示され、後継者不足による廃業など空き店舗が目立つ状況です。

今後は、本町の歴史的、文化的な特性を活かした商業集積などの魅力ある商業地づくりへの検討が求められています。

また、商工会をはじめ農林水産業関係機関の連携による共同事業や販路開拓の展開など、連帯意識と組織活動を育んでいくことが必要です。

(別表3) 卸・小売商業店舗数、従業員者数、年間販売額の様況

(単位:店、人、万円)

年度		平成3年	平成9年	平成14年	平成19年	平成26年
卸売業	商店数	13	7	9	14	9
	従業員数	83	33	39	85	64
	販売額	569,709	207,122	653,037	1,065,999	450,700
小売業	商店数	196	142	125	100	69
	従業員数	638	541	634	505	404
	販売額	1,001,736	882,697	902,863	747,610	655,900

資料:商業統計調査

⑦ 観光及びレクリエーション

本町の観光・レクリエーション資源は、これまで尾鈴県立自然公園、都農ワイナリー及び一之宮都農神社を中心としており、その豊かな自然資源は、宮崎県央の拠点となり得る可能性を有しています。

そのような自然を有している本町は、道の駅「つの」を平成27年度にオープンし、令和3年3月で来場者数が500万人を突破するなど、新たな観光拠点となっています。

しかし、道の駅の集客が町内の他の観光施設へとつながっておらず、町内の観光資源を十分に活用できていないのが現状です。今後、都農ならではの魅力的なプログラム・滞在してもらう仕組みを構築し、新たな人の流れを作り出すことが必要です。

(2) その対策

① 農業

本町の農業は、温暖な気象条件を活かした早期水稻をはじめ、施設園芸(トマト、きゅうりなど)や果樹(ぶどう、みかん、なしなど)、特用作物(茶)、畜産(ブロイラー、肉用牛、養豚など)などの導入が進められ、我が国における食糧供給基地である本県農業において、重要な役割を果たしています。今後も、これらの作物を引き続き推進するとともに新たな作物導入にも取り組み、農業所得の向上を図ります。

また、認定農業者や法人等の担い手への農地の集積・集約の加速化を図るため、それぞれの地域ごとに作成した「人・農地プラン」を更新し、農地中間管理機構事業等を活用しながら、地域の要望や実情に応じた農地利用の最適化を図ることにより効率的な農業経営を推進します。

あわせて、必要な場合には水田・畑地の整備促進、耕作放棄地の解消など農業基盤整備を積極的に実施することで、農地の集積・集約化をバックアップするとともに、大型機械の導入など生産基盤の強化や経営環境の整備等を進めながら農業経営の効率化、省力化を図ります。

さらに、本町の自然的・地理的条件を活かした付加価値の高い農業や他産業と連携した6次産業化を推進します。

担い手の育成・確保については、中核農家はもちろん、移住・U I J ターン者も含めた新規就農者の育成、農業法人・集落営農組織の育成、企業の農業参入など新たな担い手についても積極的に支援しながら、定住や雇用確保に努めます。

特に、農業の担い手として重要な役割を果たしている女性農業者に対しては、仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進する上でも、家族経営協定締結の推進やその就業環境の整備等を図りながら担い手としての育成に努めます。

畜産の振興については、家畜の導入を計画的に進め、畜産農家への防疫に対する意識の向上を図

りながら体制の整備を行い、家畜防疫の先進地を目指します。また、飼料自給率の向上のため農地の有効活用を図ります。

更に、農家の高齢化、後継者不足を解消するためスマート農業を推進し、省力化や効率化を図り担い手不足の解消や規模拡大を目指します。

② 林業の振興

林業の振興については、除間伐など森林経営の委託の推進により、人工林の保育作業等を適正に実施していくとともに、林道・作業道を整備し森林施業の効率化を図り、公益的機能を果たす森林と優良材生産を目標とした森林づくりに努めます。

また、林業収入の向上を図るため、間伐材や林地・製材工場の残材など未利用材を活用する木質バイオマス発電所や木質ペレット工場に対する側面的支援を行っていきます。

③ 水産業の振興

水産業の振興については、漁業収入の安定を図るため、増殖場の設置による水産資源の繁殖保護に努めるとともに、魚介類の産卵の場、幼稚仔の保護、育成の場を担う「藻場」の回復による永続的かつ安定的な漁業経営基盤の強化を図ります。また、あわせて放流事業や養殖事業など「つくり育てる漁業」の展開や水産加工品の開発による販路拡大も行い、漁業者の収入向上、安定経営につなげていきます。

④ 地場産業の振興

基幹産業である農業と水産業の安定的な経営と所得向上を図るため、農水産物のブランド化と販路拡大・販売促進及び地産地消を含めた消費拡大に努めます。

そのために、生産者と商工業が連携した新商品の開発や生産者自ら加工・販売に取り組めるような環境を整備しながら地場産業の育成を強化し、更なる振興を図るため、生産から流通・加工・販売に至る一体的な生産基盤の整備を進めていきます。

また、すでに高い評価を得ている都農ワインにつきましても、今後、新たな商品の開発やブランド化を進めることで、都農ワイナリーの認知度を国内外に広めていく取組を行います。

特産品の販路としては、道の駅「つの」や町内の各観光施設、直売所などを有効に活用するとともに、ふるさと納税の返礼品による宣伝効果や県営の「みやざき物産館KONNE」・「新宿みやざき館KONNE」などの情報発信基地を十分に活用した販売ルートの拡大とニーズに合う商品づくりに努めます。

⑤ 企業誘致と起業の促進

企業誘致については、近年、新型コロナウイルス感染症の影響で、都市圏から地方への移転等の動きが広がっています。本町としてもこれらの企業の誘致を図るため支援措置の充実を講じるなど、地域の特性を最大限に活かし、定住や若者の人口流出防止につながるような優良企業の誘致と既存企業の安定した経営のための側面的支援を行っていきます。

さらに、近年各地で農業による起業が行われておりますが、本町においても農業の6次産業化による新たな雇用創出を目指し、特に、若手の起業家などの人材育成にも努めます。

⑥ 商業

道の駅「つの」、一之宮都農神社を核とした歴史的、文化的な特性を活かし門前町をイメージした商業集積など、魅力ある商業地づくりへの検討を行うとともに消費者の視点に立った商業振興を図り、魅力ある商業環境づくりを推進します。

商工業者の一層の自助努力を促すとともに、商工会との連携強化や新たな販路開拓を行い、町内外の購入層を増やせるよう地元商工業者の経営基盤を強化します。さらには、新事業への意欲を高めつつ、既存事業の発展にもつながる施策を推進します。

⑦ 観光及びレクリエーション

尾鈴県立自然公園は、尾鈴山や日本の滝百選にも選ばれた「矢研の滝」をはじめとした大小30を超える滝からなる尾鈴山瀑布群（昭和19年国の名勝指定）が存在する自然豊かな公園です。

今後は、この自然を観光資源として最大限に活用できるようキャンプ場の周辺環境の整備を行い、体験型や滞在型の観光・レクリエーションを推進します。

また、地域の魅力や資源を活かせる住民主体の組織（人と地域が自ら行動できる体制）・おもてなしのまちづくりの体制をつくり、道の駅「つの」、一之宮都農神社、都農ワイナリー、藤見公園などと連携した都農ならではの観光ルートの開発やそれぞれの観光施設の魅力と歴史、文化、自然体験など来訪者の目的に対応できる多様な観光ネットワークの形成を図ります。

（3）事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(1)基盤整備 農業	荒廃地再生事業	町	
	(2)漁港施設	【既】県営漁港改修事業	県	
		浜の活力再生交付金事業	町	
		水産物加工場建設事業	町	
		養殖施設整備事業	町	
	(5)企業誘致	企業誘致に適した用地を購入し整備を行う。	町	
		都農高校跡地有効活用事業	町	
	(9)観光及びレクリ エーション	尾鈴キャンプ場整備事業	町	
		にぎわい拠点整備事業	町	
		都農ワイナリー周辺整備事業	町	
		都農ワイナリー周辺施設管理事業	町	
		道の駅「つの」整備事業	町	

(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農業振興対策事業	認定農業者等		
	新規就農者研修受入れ事業	町		
	農業人材投資事業	町		
	収入保険加入促進事業	町		
	中山間直接支払事業	木和田鼓地区		
	農業法人設立促進事業補助金	町		
	肉用牛生産基盤強化対策事業のうち「家畜導入及び自家保留補助事業」	町		
	畜産再生・地域生産支援補助金のうち「飼料安定供給支援」と「地域生産システム検討」	町		
	漁業振興対策基金事業・基金積立 ※産業の振興	町		
	漁業資源繁殖施設整備事業 ※産業の振興(築いそ整備)	町		
	農業振興対策基金事業・基金積立 ※産業の振興	町		
	水産業振興対策事業 (つの水産振興・加工品開発協議会補助金)	つの水産振興加工品開発協議会		
	都農町新商品開発事業	町		
	6次産業化事業	民間		
	商工・観光戦略事業	町		
	販路開拓推進事業	町		
	都農町商工会運営補助金	商工会		
	新型コロナウイルス感染症経済対策事業	町		
	観光	都農町観光協会補助金	観光協会	
		道の駅『つの』指定管理事業	町	
企業誘致	企業立地促進に関する奨励金事業	町		

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計 画 期 間	備 考
都農町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

当該業種の振興を促進するために行う事業は、上記(2)(3)と同じとします。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

① 現況と課題

産業系施設は、建物11棟(延床面積3,709㎡)を保有していますが、そのうちの床面積比で11%が築30年を超える建物となっています。

また、都農ワイナリー関連施設については、ほとんどの施設が20年を経過しており、改修が必要な個所等が徐々に増えつつある状況です。

② 管理に関する基本的な考え方

都農ワイナリー関連施設については、(株)都農ワイン整備計画及びワイナリー周辺構想をもとに維持管理・改修等を計画します。

その他施設については、蓄積した管理情報を活用して計画的な維持保全を実施することにより長寿命化を図ります。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

近年の情報通信分野における技術やサービスの飛躍的な進歩は、距離的・時間的に不利な条件を持つ地域において、その非効率性などを解決しつつあります。また近年、新型コロナウイルス感染症対策としてインターネットを活用したテレワークなどの推進が図られています。

しかし、高齢者の多い本町では、インターネットの普及が十分に進んでおらず、利活用の向上についても推進していくことが課題となっています。このため、本町では令和2年6月にデジタルフレンドリー宣言を行い、町内全域への光回線整備を行うとともに、65歳以上の高齢者がいる世帯と15歳以下の子どもがいる世帯へのタブレット端末の配布を行いました。

今後は、より地域生活に密着した情報及び行政ネットワークの構築を進め、地域産業振興の活性化にもつなげていかなければなりません。

また、あわせてテレビ放送サービスについては、難視聴地域対策として設置した共同受信施設の改修に伴う地元負担の対応にも取り組んでいかなければなりません。

(2) その対策

高度情報化社会の中、個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの証明書等発行など、住民のニーズに合わせた行政サービスの向上に取り組んでいきます。

地域住民への情報化の推進については、情報提供を積極的に行うため、ホームページの一層の充実を図り、住民に対しての十分な行政、医療、教育等のサービスの向上につながるよう更新を図ります。

また、災害対策の強化や、地域活性化のツールとして有効な公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備が求められているため、観光・防災拠点などを中心に公衆無線LAN環境の充実を図っていきます。

NHK共聴施設ケーブル更新工事に伴って、通常、問題なく地上デジタル放送が受信できる地域と比較しテレビ受信にかかる負担金が多い地域については、地域における不均衡の解消に取り組みます。

なお、デジタルフレンドリー宣言に基づく、タブレット端末の普及については、今後も引き続き推進を図っていきます。

（3）事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設 等情報化のための 施設 テレビジョン放 送等難視聴解消 のための施設	NHK共聴施設ケーブル更新工事	テレビ 共同受信 施設組合	
	防災行政用無 線施設	防災行政無線屋外放送子局デジタル化工事	町	
	ブロードバンド施 設	公衆無線LAN環境整備事業	町	
		電算室非常用電源機器設置事業	町	
	(2)過疎地域持続 発展特別事業 デジタル技術活 用	タブレット端末配布事業	町	
	その他	コンビニ交付事業	町	

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

（1）現況と問題点

① 道路

本町の幹線道路網は、南北に縦断する国道10号とそれに接続するように整備されている主要地方道の都農綾線及び一般県道の都農停車場線・東都農停車場線・山陰都農線・高鍋美々津線・尾鈴川南停車場線の7路線で構成されています。

東九州自動車道の開通に伴い、都農ICと県道都農綾線を結ぶ都農インター線が整備されました。

これらの国県道に接続するように町道網640路線（336km）が町内の各地域をつないでいます。

こうした道路網はこれまでも計画的に整備してきましたが、都農綾線・都農停車場線については、交通量が多く、沿線住民や歩行者の安全確保及び大雨時の排水対策が必要となっています。

また、県道山陰都農線については、離合が困難な未改良区間も多く、早期改良が求められています。

町道については、改良率74.5%、舗装率79.7%となっていますが、簡易舗装による整備路線が多く、舗装の老朽化も激しいため、計画的な改良や修繕整備が必要です。

東九州自動車道が開通したことにより、本町への来訪者や高速道路利用者の利便性と安全性の確保を図るため、交通体系の再構築が求められています。さらに、近年の歩行者を巻き込んだ交通事故の多発に伴い、児童及び高齢者の安全確保を優先した道路整備や交通安全対策も重要な課題となっています。

② 橋 梁

平成23年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画や定期点検の結果に基づき、計画的な修繕を行っていますが、全体的に老朽化が進んでいるため、今後も計画的な修繕及び定期的な点検が必要です。

③ 農 道

農業が基幹産業である本町にとって、農業基盤の整備は、農業の振興に欠くことのできない課題です。農業地域内の道路については、ほとんどが町道認定されており、様々な農業基盤整備事業を活用し整備してきましたが、町道認定を受けていない支線農道については、未舗装の路線が多数残っています。

④ 交通手段の確保

公共交通手段の少ない本町の地域交通については、マイカーに頼らざるを得ないのが現状ですが、今後、更なる高齢化や人口減少が予想される中、公共交通の維持・確保はますます困難になることが予想されます。従って、公共交通以外に移動手段を持たない交通弱者の方のニーズにマッチした交通手段の確保が求められています。

(2) その対策

① 道 路

(県 道)

主要地方道都農綾線及び一般県道都農停車場線については、東九州自動車道の開通に伴い通行車両が増加し、自転車や歩行者の安全確保が課題となっています。このため、歩道・安全施設整備の要望を行うとともに、併せて抜本的な排水対策についても働きかけを行っていきます。

また、一般県道山陰都農線や国道10号と県の緊急輸送道路に指定されている町道征矢原立野線を結ぶ幹線道路についても、大型車の通行や離合に支障をきたしている幅員が狭い区間について、関係機関に早期整備を強く働きかけていきます。

(町 道)

町道については、幹線道路及び自転車や歩行者の多い道路の整備を重点的に進めてきました。また、中心市街地においては、中部土地区画整理事業等の実施により、道路網の整備が進み、町民の利便性の飛躍的な向上が図られています。今後についても、地域間交流及び地域経済の発展を図るため、中心市街地及び集落間を結ぶ町道を中心に改良、舗装修繕を行い、安全施設などについても計画的で効果的な整備を進めます。

② 橋 梁

橋梁については、平成23年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、県の緊急輸送道路に指定されている征矢原立野線の橋梁及び集落が孤立する恐れのある橋梁の優先的な補強や修繕を今後も引き続き実施していくとともに、定期的な点検を実施していきます。

③ 農 道

農道については、地元の要望をもとに、補助事業等を活用して支線農道の舗装及び老朽化に伴う修繕を実施します。

④ 交通手段の確保

宮崎交通バスの一部路線廃止に伴い、本町では地域福祉バスによる生活路線と通学路線の一体的運行業務を行っています。しかし、路線や時間が限られていることもあり、交通弱者の方へのニーズに十分に対応できているとはいえない状況です。

今後は、住民ニーズの把握に努めながら、貸与したタブレットを活用した予約制乗合タクシー運行業務の拡大を含む、現地域福祉バス運行業務内容の改善を行うとともに、持続可能な地域交通網の確立に向けて、まちづくりと一体となったバス路線の見直しなどを行い、地域交通の維持・強化に努めていきます。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	長野開拓3号線 舗装修繕 L=300m W=4.5m	町	
		瓜生～朝草線 改良舗装 L=800m W=5.0m	町	
		湯の本～中河原1号線 舗装修繕 L=200m W=5.0m	町	
		坂の上5号線、坂の上6号線 舗装修繕 L=900m W=3.5m	町	
		征矢原～立野線 舗装修繕 L=8,000m W=8.0m	町	
		坂の上～名貫線 改良舗装 L=700m	町	
		松原9号線 改良舗装 L=150m W=2.5m～4.0m	町	
		山末7号線 改良舗装 L=260m W=3.5m	町	
		三日月原6号線 排水路改修 L=100m U-400	町	
		宮ノ尾藤見2号線 改良舗装 L=180m W=6.0m	町	
		松原福原尾線交差点 改良舗装 交差点改良	町	
		宮ノ尾2号線 改良舗装 L=250m W=3.0m	町	
		黒萩・丸溝3号線 改良舗装 L=50m W=3.0m	町	

	荒崎線 改良舗装 L=300m W=6.0m	町	
	内野々9号線 舗裝修繕 L=200m W=3.0m	町	
	平山10号線 舗裝修繕 L=150m W=5.0m	町	
	岩山4号線 舗裝修繕 L=360m W=3.0m	町	
	北町2号線 舗裝修繕 L=186m W=7.5m	町	
	井手ヶ平木和田線 排水改良 L=200m	町	
	木戸平4号線 改良舗装 L=180m W=3.0m	町	
	尾鈴線 改良舗装 L=560m W=5.0m	町	
	平山線 改良舗装 L=400m W=7.0m	町	
	心見長野線 改良舗装 L=190m W=6.0m	町	
	中町上田線 改良舗装 交差点改良	町	
	三日月原26号線 改良舗装 L=170m W=4.0m	町	
	三日月原20号線 舗裝修繕 L=180m W=2.5m	町	
	宮ノ尾2号線 排水設計 流末排水	町	
	平山27号線 改良舗装 L=209.8m W=4.0m	町	
橋りょう	橋りょう長寿命化事業 橋りょう補修工	町	
(9)過疎地域持続 的発展特別事業 公共交通	地域福祉バス運行事業(デマンド型乗合タク シー運行業務を含む。)	町・委託 業者	
	幹線バス路線対策事業	町	
(10)その他	道路台帳電子化委託による管理事業	町	
	山末地区道路改良工事	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

① 現況と課題

交通施設関係の公共施設としては、都農駅（トイレ、駐輪場含む）がありますが、駅舎については、平成29年度に建替えを行っており、施設については特に問題はありません。

② 管理に関する基本的な考え方

蓄積した管理情報を活用して、計画的な維持保全を実施することにより長寿命化を図ります。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道施設

都農町の水道事業経営は、平成29年度に旧東都農簡易水道事業を、令和2年度には旧都農簡易水道事業を上水道事業に統合しました。上水道事業に統合する事で、経営の一元化を実施し今後の上水道の経営基盤強化を図ることができます。また、地震などの災害時にも安定した水の供給を確保するため、老朽管を計画的に更新し、有収率の向上に努め、経営の健全化を図っています。

都農町上水道施設（供用開始：昭和56年）と旧東都農簡易水道施設（供用開始：昭和59年）は、供用開始から40年余りを経過しているため、施設の老朽化が進んでいる状況です。

このため、計画的に主要水道施設の更新と耐震化を進める必要があります。また、主要水道施設と同様に、水道管の老朽化も進行している状況であり、老朽管の更新を実施する必要があります。

なお、老朽管の更新の際には耐震管を採用し、水道管の耐震化を進めていく予定です。

② ごみの不法投棄対策

人口の流出を防ぐためには、「都農町に住みたい・住んでいて良かった」と思える生活環境づくりが大切です。

都農町ではこれまでごみ一つ落ちていないまちづくりを目指して啓発活動に力を入れてきましたが、山林や防風林、道路の法面等へのごみの不法投棄やごみのポイ捨てが後を絶たないのが現状です。一度ごみが捨てられ、そのごみをそのまま放置していると、他の人がまたそこにごみを捨ててしまうという悪循環が続いています。しかし、町内を毎日巡回してごみを回収するというような人的余裕はなく、対策を講じる必要があります。

③ 山間部世帯の安心・安全な水の確保

都農町は山間部が多く、地理的要因により水道の未整備世帯が存在していましたが、令和2年度までに水道施設を整備しました。今後は、これらの地区の水道整備の管理維持に援助の必要があります。

④ 消防・防災

町民の生命や財産を災害から守ることは、まちの基本的な要素であり、災害の発生を可能な限り防止するとともに、発生時に迅速な対応ができる体制の充実を図る必要があります。

東日本大震災以降、地域防災の中核を担う消防団に寄せる町民の期待は、急速に高まっていますが、若年層の町外への流出や少子化により、消防団員の減少や高齢化が進み、消防団員の配置に地域間の格差が一部見受けられる状況となっています。引き続き、消防団活動の活性化を図り、消防団員の加入促進や処遇改善、組織再編などを検討していく必要があります。

また、近年、記録的集中豪雨や地震などの自然災害が頻発していることから、防災に対する町民の関心が一層高まる中で、防災体制の強化や自主防災組織をはじめとする地域防災力の更なる向上に努めていく必要があります。

⑤ 町営住宅

別表4に示したとおり、本町は419戸の町営住宅を所有していますが、既存の建物は建設年度が古く老朽化の進んだものが多いため、計画的な建て替えや改修、解体などが必要な上、核家族化や高齢化社会の進行にも対応できていません。

住宅は人々が健全な生活を営む上で欠かせないものであり、また、住環境の整備は定住促進やまちづくりの観点からも重要です。若者が安心して子育てできるような住みよい町営住宅として、平成27年から平成30年にかけて戸建ての住宅建設を行いました。今後も、引き続き子育て世代の定住促進につながる住宅施策とともに、高齢者が安全・安心に暮らせる住宅づくりが求められています。

(別表4) 町営住宅の整備状況

(単位:年、戸)

種 類	住 宅 名	構 造	建設年度	戸 数
公営住宅	北新町住宅	簡 平	昭和 37 年	15
	山末住宅	〃	昭和 37 年	4
	坂の上住宅	〃	昭和 40 年	15
	東都農住宅	〃	昭和 40 年	5
	湯の本住宅	〃	昭和 41 年	12
	湯の本住宅	〃	昭和 50 年	3
	松原住宅	〃	昭和 42 年	20
	松原住宅	〃	昭和 43 年	10
	駅前住宅	〃	昭和 48 年	20
	駅前住宅	〃	昭和 49 年	28
	春の山団地	簡耐2階建	昭和 50 年	8
	春の山団地	〃	昭和 51 年	40
	あさひ団地	中耐3階建	昭和 52 年	30
	あさひ団地	〃	昭和 53 年	30
	あさひ団地	〃	昭和 54 年	24
	あさひ団地	〃	昭和 55 年	30
	あさひ団地	〃	昭和 56 年	12
	あけぼの団地	〃	昭和 57 年	12
	あけぼの団地	〃	昭和 58 年	12
	あけぼの団地	〃	昭和 59 年	12
	あけぼの団地	〃	昭和 60 年	12
	あけぼの団地	〃	昭和 61 年	12
	駅前団地	中耐3階建	平成 11 年	9
	駅前団地	〃	平成 12 年	9
駅前団地	〃	平成 13 年	9	
駅前団地	木 造	平成 14 年	8	
定住促進住宅	駅通地区定住促進住宅	木造平屋一戸建て	平成 27 年	5
			平成 28 年	3
	駅前地区定住促進住宅	木造平屋一戸建て	平成 28 年	2

	駅前地区定住促進住宅	木造平屋一戸建て	平成 29 年	5
	駅前地区定住促進住宅	木造平屋一戸建て	平成 30 年	3
合 計				419

⑥ 生活排水処理

ライフスタイルの多様化に伴って、生活雑排水をその主な原因とした公共用水域の水質悪化が顕在化するなど、本町においても生活排水処理施設整備の必要性は高まっています。

このため、本町では、平成 5 年度から合併処理浄化槽設置整備事業を実施しており、令和 2 年度末の生活排水処理率は 54%となっています。今後も引き続き、事業の継続を行い、推進していく必要があります。

⑦ 雨水・下水処理

昭和60年頃に整備した都市下水路をはじめ、排水等の整備を実施し、雨水対策を行ってきましたが、既存施設が老朽化しているため、計画的な点検管理が必要となっています。

また、近年の台風や集中豪雨等により、浸水する箇所があるため、都市下水路を含めて、側溝などの整備を進めていく必要があります。

(2) その対策

① 水道施設

町の責務としての安心・安全で良質な水の供給確保のため、以下の重点事項を掲げ、潤いのある生活環境の実現を目指します。

- 1) 水道施設の適切な維持更新
- 2) 重要給水施設への配水管耐震化
- 3) 安全で良質な水の確保
- 4) 安定的水源の確保

② ごみの不法投棄対策

ごみの不法投棄については、広報活動等により防止を呼びかけ、関係機関との連携強化を進めていきます。

また、町内巡回パトロールの実施や不法投棄、ポイ捨てされたごみを回収するための対策を講じ、ごみ一つ落ちていないまちづくりを目指します。

③ 山間部世帯の安心・安全な水の確保

山間部の安心・安全な水の確保を図るため、消毒設備の整備等により水道法の基準を満たした衛生的な水の供給に努めます。

また、立野地区、木和田地区及び轟地区水道施設整備援助基金を設立し施設整備を援助します。

④ 消防・防災

火災や自然災害等における消防団の対応力強化を図るため、消防施設や消防車両・資機材及び消防水利施設の整備更新を計画的に進めていくとともに、地域間格差を解消するため、消防団員の確保と合わせ団員配置の組織再編を行い体制の充実強化を図っていきます。

また、懸念される南海トラフ巨大地震等の自然災害に備え、避難施設や備蓄品の充実等をはじめ、防災体制を強化するための取組を推進していきます。

さらに、町民の防災意識の啓発や自主防災組織の育成と活性化によって地域防災力の向上を図る事業を行い、自助・共助・公助のバランスのとれた消防・防災体制の構築を図り災害に強いまちづくりを推し進めます。

⑤ 町営住宅

老朽化の進んだ町営住宅については、建物の状況をしっかりと見極めながら、「都農町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建て替え又は用途廃止を実施し、さらに現建物の修繕等による居住環境の向上、改善を図っていきます。

また、引き続き子育て世代の定住促進住宅や高齢者等に配慮した住宅の建設計画を進めるとともに、民間の活力を取り入れた住宅施策にも取り組んでいく必要があります。

⑥ 生活排水処理

都農町生活排水対策総合基本計画書に基づき、今後も現在実施している合併処理浄化槽設置整事業により、生活排水の処理を行っていきます。

⑦ 雨水・下水処理

既設の都市下水路の予防修繕及び計画的な改修を行うとともに、快適な生活環境を確保するため、側溝や水路等についても計画的な整備をします。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 上水道	基幹水道構造物の耐震化事業	町	
		水道管路緊急改善事業	町	
		重要給水施設管路耐震化事業（配水管 中町地区）	町	
		平山配水池取付道路整備事業		
		新水源開発事業	町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	湯の本地区放水路設置工事	町	
	(3)廃棄物処理施設 地域し尿処理施設	合併処理浄化槽設置整備事業	町	
		川南・都農衛生組合負担金	町	
	(5)消防施設	防災行政無線用予備発電機	町	

		消防団機庫建設事業	町	
		消防車・消防小型ポンプ更新	町	
	(6)公営住宅	あさひ団地排水設備改修工事	町	
		あさひ団地住戸改修工事	町	
		あけぼの団地住戸改修工事	町	
		簡易耐火長屋住宅解体工事	町	
		春の山団地建替え解体工事	町	
		(仮称)春の山団地建替え建設工事	町	
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 防災・防犯	防災資機材・備蓄品整備事業	町	
		自主防災資機材配備	町	
		消防資機材購入事業	町	
	(8)その他	老朽防火水槽解体撤去事業	町	
		都市公園トイレ改修工事	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

① 現況と課題

公営住宅は、現在 419 戸余を管理しています。大規模公営住宅（3 階以上かつ 1,000 m²以上）については耐震診断済みですが、平成以前に建設された団地においては空き家が増加する一方で比較的新しい駅前団地においては需要が高いなど入居率に差が生じています。

② 管理に関する基本的な考え方

蓄積した管理情報を活用して、計画的な維持保全を実施することにより長寿命化を図ります。

また、現在入居募集を行っていない老朽化した住宅を年次的に移転、明渡し、用途廃止等にて計画的な整備を行います。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 住民の健康づくりの充実

1) 母子の健康づくり

少子化、核家族化に加え、育児の孤立化など親子を取り巻く環境の変化が著しく、現存のサービスや体制だけでは支援が追い付いていないのが現状です。子育て世代の親たちが安心して子どもを産み、育てることができる環境を、ハード、ソフト両面から「地域づくり」として構築していかなければなりません。

女性の就業率上昇や人生設計の多様化に伴う婚姻数の減少、晩婚化、出産・育児と仕事の両立の難しさなど、出生数を増加させるのは困難な状況ですが、次代を担う子どもの育成支援はとても大切なことです。母子の健康管理を行い、安全な出産や健やかな子育てへつなげなければなりません。

2) 成人の健康づくり

平均寿命が伸び、健康水準は向上してきました。しかし、高齢化や社会生活環境の急激な変化に伴って、糖尿病、高血圧等の生活習慣病が増えています。また、死亡原因を見てみると国、宮崎県と同じく悪性新生物、心疾患、脳血管疾患によるものが多く、生活習慣病に起因する割合が高い状況です。生活習慣病を減らして壮年期の死亡を減少させ、認知症予防、健康寿命を延ばしていかなければなりません。

また、自身の健康度をチェックするための各種健診の受診率が伸びず、特に、若年者の健診離れが目立ちます。健診や健康に関心があったとしても行動に移せない状況のようです。このため、健康や生活習慣を見直すことへの意識改革の啓発を行っていますが、なかなか効果は表れてきません。そこで、病気になってからではなく、病気をしないように健康を維持増進させ、病気になっても早期発見、早期治療を行えるような対策に取り組む必要があります。

② 高齢者福祉の充実

別表5は、国勢調査に基づく昭和60年から平成27年までの高齢人口の状況を示していますが、昭和60年から平成27年の間で高齢化比率が約24倍になっていることがわかります。

その後の令和2年現住人口の状況では総人口が9,996人で、平成27年と比較して3.8%減少しています。これに対して、65歳以上の高齢者人口は3,856人にまで増加し、高齢者比率は38.6%にまで上昇しています。

一方、要介護（要支援）認定者数は、平成22年の511人から平成28年には591人となり増加傾向となっていました。平成29年以降は減少傾向となり、令和元年は486人となっています。これは、町民の方々が介護予防事業等に取り組んだことの成果がひとつの要因と考えられます。

(別表5) 高齢人口の状況

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	13,859	13,229	12,618	12,321	11,811	11,137	10,391
65歳以上	1,987	2,249	2,645	2,959	3,179	3,321	3,607
高齢者比率	14.3	17.0	21.0	24.0	26.9	29.8	34.7

資料：国勢調査

③ 養護老人ホーム【愛寿園】管理の充実

養護老人ホーム愛寿園では、老人福祉施設として「個人の、人としての尊厳の保持を旨とし、その人の健全育成と自立した日常生活を送れるよう支援する」ため、利用者やその家族と連携し、サービスの提供に努めています。

施設は平成9年に新築移転しましたが、現在築23年を経過し、設備機器等の経年変化による老朽化が危惧されます。

④ 児童福祉の充実

子どもたちの健やかな成長を促し、更には親自身の自立や成長を支援することを目的とした「都農町子ども・子育て支援事業計画」を作成し、子育て支援の施策を推進しています。しかし、少子・高齢化は急速に進み、特に少子化は非常に大きな問題となっており、安心して子どもを産み育てることができる社会環境にするために児童福祉施策の充実が望まれています。そのため、更なる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期都農町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

また、子育てをする上で経済的な問題は切り離すことはできません。生活を安定させることで、経済的な面でのストレスを無くし、心身ともに充実した状態での子育てを推進するために、働く場の創出や所得向上施策が必要となっています。

(別表6) 保育所の現況

(単位:人)

区 分		定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	備 考
都農中央保育所		60	8	9	10	10	11	12	60	
私 立	一の宮保育園	70	3	10	18	10	16	14	71	
	信楽寺保育園	70	5	6	19	10	16	8	64	
	石井記念都農保育園	70	9	13	8	10	11	15	66	
	石井記念尾鈴保育園	60	7	11	14	15	21	15	83	

(令和3年3月31日現在)

⑤ 障がい者福祉の充実

障がい者の自立及び社会参加の支援に取り組むため「第6期都農町障がい者計画・第2期障がい児福祉計画及び第4期障がい者計画」を作成し、障がいのある方が住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられるようなまちづくりに取り組んできましたが、町内におけるサービス事業所等の不足により十分なサービスが受けられないなど供給体制の整備が必要となっています。

⑥ 地域福祉の充実

少子・高齢化の進行に伴う単身世帯及び核家族世帯の増加、ライフスタイルや価値観の変化等により人間関係の希薄化が進み、地域が本来持っていた助け合いの機能が低下しています。

こうした中、地域住民や社会福祉事業者等が相互に協力し合うことによって、地域内で支え合う体制づくりを構築していくことが重要な課題となっています。

⑦ 保健・医療・福祉連携の推進

少子・高齢化の進行や、価値観の変化等に伴い、町民の保健・医療・福祉へのニーズが多様化・高度化する中、最近では、災害時の救急医療の確保や新型コロナウイルス感染症などの感染症への対応、産科・小児科などの医療及び医師の確保、今後とも増加が予測される寝たきりや認知症等の要介護者対策など、新たな課題への対応が求められています。

このような状況を踏まえ、安心して医療や福祉のサービスを受けられるような保健・医療・福祉の連携を進めていかなければなりません。

(2) その対策

① 住民の健康づくりの充実

1) 母子の健康づくり

すべての子どもが健やかに成長し生き生きと育つため、安心できる妊娠・出産・子育て環境の

整備や、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施により、子育ての孤立感や育児不安の軽減に努めます。また、子どもの疾病予防を目的とした健康管理や保健指導を行います。

具体的な事業としては、出産までに必要な妊婦健診の無料受診券の交付や、産後健診、産後ケア事業、不妊治療費助成事業などを実施し安心、安全な妊娠・出産・子育て支援に努めます。総合相談窓口である子育て世代包括支援センターで、保護者の気持ちに寄り添った支援に努めます。

健康でこころ豊かな子どもの成長につながるよう訪問、教室、相談、健診及び予防接種事業を推進していきます。

2) 成人の健康づくり

疾病構造の変化に対応するために、常に有効性の高い健診を実施し疾病予防に取り組んでいますが、受診者数の減少への対応が大きな課題です。健康についての情報はあらゆる場面で目にしたり、耳にしたりすることができる現在です。”ひと”を動かせることを常に意識しながら活動をしていくことが大切です。

また、生活習慣を改善することが健康維持・増進となり、生活習慣病の医療費削減につながっていきます。ここでも住民の行動変容を図ることがキーワードになっています。「自分の健康は自分で守る」ことを意識づけ、一人ひとりに合った支援をすることが町の健康づくりにつながるので、健康管理センターが健康づくりの拠点となるような活動を行っていきます。

② 高齢者福祉の充実

健康づくりと介護予防の強化については、住み慣れた地域において、高齢者ができるだけ健康を保ち、元気に生き生きと暮らし続けることができるよう、健康寿命の延伸に向けた取組を強力に推進するとともに、介護予防・重度化防止の推進や生活支援の充実を図ります。また、高齢者が元気で生きがいのある暮らしを送ることができるよう、高齢者の社会活動への参加を支援します。

地域包括ケアシステムの深化・推進については、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保されるよう、医療や介護等の関係機関との連携により地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、地域で支え合う意識づくりなどにより地域福祉を推進し、地域の介護予防や生活支援の充実に向けた取組を進めます。また、認知症施策を推進し、認知症高齢者やその家族を地域で支える体制づくりの充実を図ります。

安心・安全で尊厳が守られる暮らしの実現については、高齢者が住み慣れた地域において、安全で安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携のもと、高齢者への地域での見守りや、交通安全活動の推進、消費者被害の防止のほか、災害時等における支援の取組を進めます。また、介護が必要な状態となっても、その人らしい暮らしを自分の意思で送ることができるよう、高齢者の権利や生活を守る権利擁護を推進するとともに、高齢者の尊厳を守るため、家族や地域の関係者等と連携した高齢者虐待の早期発見・早期対応に取り組めます。

介護人材の確保・育成については、介護を必要とする人の増加に伴い、介護保険サービスの需要の増大や多様化が見込まれるとともに、高い倫理観に基づいた利用者本位の質の高いサービスが求められています。一方で、介護人材の確保は非常に難しい状況にあります。そこで、介護事業所等とも連携しサービス提供の根幹となる介護人材の確保・定着・育成を図ります。

災害や感染症に対する備えについては、災害発生時や感染症リスクが高まっている状況においても適切な介護保険サービスを提供できるよう、日頃から介護事業所や関係機関と連携し、災害や感染症発生に対する訓練など備えの検討を行います。

③ 養護老人ホーム（愛寿園）管理の充実

施設の老朽化は、利用者の生活環境に大きく影響を与えるため、年次的な老朽化対策を講じる必要があります。公共施設等総合管理計画に沿った施設改修計画策定に努めます。

④ 児童福祉の充実

本町において高齢化と同時に少子化が急速に進行していることを受け、全ての家庭において児童が健全に育成されるとともに、子どもを産み育てやすい環境を整えるため、次の施策の実施に努めます。

- 1) 教育・保育施設等の整備・充実
- 2) 保育料の完全無料化
- 3) 子育て応援手当の支給
- 4) 子ども医療費の無償化
- 5) 子宝祝金の支給

⑤ 障がい者福祉の充実

地域での自立した生活を支援することを基本に、個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し、障がいの特性に応じた適切な支援を実施するとともに、利用者自らの選択により、適切にサービスを利用できる相談、利用援助などの体制づくりに努めます。

また、地域や障がい種別によってサービス水準の格差が生じないように計画的・総合的に施策を推進するほか、近隣自治体とも連携を図り、効果的な相談支援、サービス提供体制の整備を進めます。

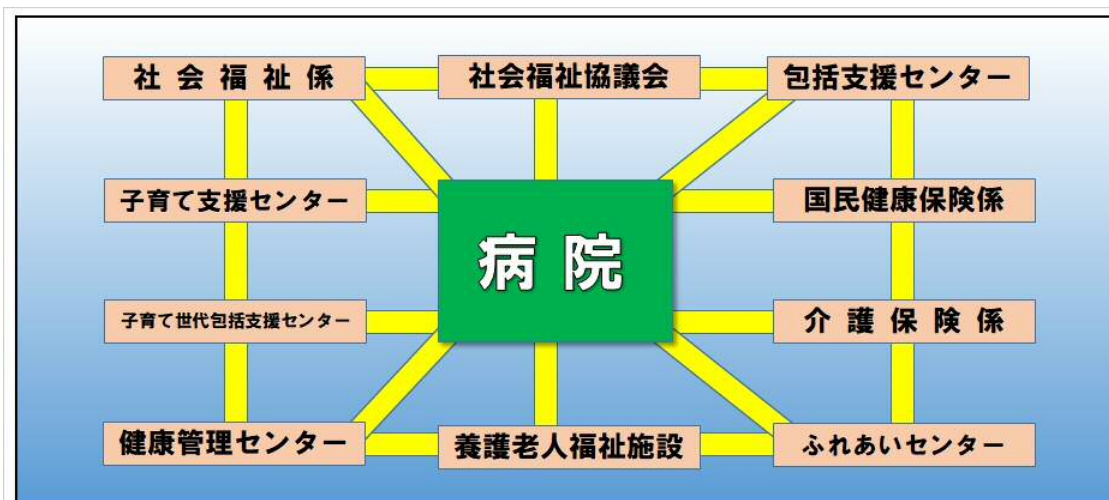
⑥ 地域福祉の充実

地域で見守り支え合う仕組みづくりを支援しながら、互いに支え合う地域社会の実現を目指します。特に、関係団体、民生委員等を中心に関連協議会等と緊密な連携を取りつつ、地域住民が安心して暮らせる生活支援サービスの充実を図っていきます。

⑦ 保健・医療・福祉連携の推進

現在、それぞれの各部署で行っている業務をより効果的に、効率的に実施するために保健、医療、福祉の連携体制を確立していくことが重要です。

具体的には、連携を重視した組織体制の構築や、情報共有、連携に必要なスキルアップを図りながら、要介護者対策、子育て環境、障がい者が自立できる社会環境の整備を進めていきます。



(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(1)児童福祉施設 保育所	保育園整備事業	町		
	(3)高齢者福祉施設 老人ホーム	愛寿園施設改修(1)電気設備①非常用発 電機設備(災害時対応)	町		
		愛寿園施設改修(1)電気設備②照明設備 改修工事(LED化)	町		
		愛寿園施設改修(2)機械設備①空調設備 改修	町		
		愛寿園施設改修(2)機械設備②給湯設備 更新	町		
		愛寿園施設改修(2)機械設備③浄化槽設 備改修	町		
	(8)過疎地域持続的 発展特別事業	児童福祉	妊婦、子育て相談事業	町	
			不妊治療費助成事業	町	
			むし歯予防事業	町	
			子ども医療費無償化事業	町	過疎地域の持続的 発展のため少子化 対策として、本事業 を実施することによ り子どもを生み育て やすい環境を提供 する。
			子宝祝金事業	町	
			保育料無料化事業	町	過疎地域の持続的 発展のため少子化 対策として、本事業 を実施することによ り子どもを生み育て やすい環境を提供 する。
			子育て応援手当事業	町	
			保育士等確保支援事業	町	
			保育活動等事業	町	
			高齢者・障害者 福祉	介護予防・生活支援サービス事業(総合事 業)	町
	家族介護支援事業	町			

福祉用具・住宅改修支援事業	町	
成年後見制度利用支援事業	町	
認知症高齢者見守り事業	町	
介護給付等費用適正化事業	町	
生活支援体制整備事業	町	
在宅医療・介護連携推進事業	町	
広域在宅医療・介護連携推進事業	児湯 5 町	
認知症総合支援事業	町	
地域ケア会議推進事業	町	
地域包括支援センター運営事業	町	
介護予防普及啓発事業	町	
100まで運動教室(介護予防運動教室)	町	
介護予防運動サポーター養成等事業	町	
高齢者住宅改造等助成事業	町	
高齢者温泉保養助成事業	町	
短期宿泊事業	町	
寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業	町	
多世代交流等活動支援事業	町	
ちょこっとサービス事業	町	
高齢者活動支援事業	町	
高齢者あん摩・マッサージ・はり及びきゅう 施術助成事業	町	
高齢者在宅生活支援事業	町	
通所介護サービス継続運営事業補助金	社会福祉法人 聖水会	
介護職員等確保支援事業	町	

		社会福祉協議会補助事業	町	
		障がい者住宅改造助成事業	町	
		多世代交流等活動支援事業	町	
	健康づくり	結核予防事業	町	
		任意予防接種事業	町	
		健康増進事業	町	
	その他	保護司会補助事業	町	
	(9)その他	総合保健福祉センター建設	町	
		介護老人福祉施設整備事業補助金	社会福祉法人 聖水会	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

① 現況と課題

子育て支援施設については、保有施設が2棟ありますが、旧耐震基準の時期に建設されており、築年数も30年以上が経過しています。

また、保健・福祉施設についても建物5棟（延床面積2,975㎡）を保有してありますが、延床面積比で旧耐震基準の時期に建設された建物が10%、築30年を超える建物が27%となっており、いずれも計画的な整備が必要です。

② 管理に関する基本的な考え方

保育所施設については、老朽化が進んでいるため、年次的に園舎等の改修を行っていきます。

保健・福祉施設については、保健・福祉等の機能を集約し、町民全ての世代のニーズに応じた多様なサービスを一体的に提供する総合保健福祉施設の設置を含めた検討を行っており、今後は、この計画を基に整備を行っていきます。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

① 診療施設

都農町国民健康保険病院は、昭和29年8月に町内で唯一入院できる医療機関としてスタートし、現在一般病床61床、感染病床4床で運営しています。

本院は、地域に密着した医療や救急医療・小児科など地域医療を支える基幹的な公的医療機関です。地域医療確保のために重要な役割を果たしているため、地域包括医療・ケアの拠点として、疾病予防・介護予防等を通じ、寝たきり高齢者の減少、在宅医療・ケアの推進、地域住民検診等を行うなど、地域医療を支える役割を担っています。しかしながら、全国的に医師や看護師などの医療従事者の不足や医療ニーズの多様化などにより医療を取り巻く環境は著しく変化しており、今後は

診療施設のハード面のみならず、ソフト面での充実を図る必要があります。

② 医師の確保

本院は、常勤の内科、外科、整形外科、小児科、眼科の医師 5 名に加え、宮崎大学との連携による総合診療医師を迎え、地域医療「総合診療科」を設置し、都農町が抱える人口減、高齢化、医師不足等の問題に、大学と一体になって取り組み、新たな時代の新たな医療体制の構築を図っています。

今後、医療を核として保健・介護・福祉、そしてまちづくりが連携した地域包括ケアの仕組みを構築し、都農町を拠点とした総合診療医の育成を行い、本町のみでなく、県や地域の医師確保にも努める必要があります。

③ 地域医療の確保

医療圏域内で唯一の感染症指定医療機関（第 2 種）でもあり、感染症指定医療機関として新型コロナウイルス感染症などの感染症に対応し、令和 2 年度からは、宮崎大学医学部と連携による総合診療を中心とした地域医療に重点を置きつつ、眼科常設や救急告示病院として救急患者の受入れや日曜・祝日当番医など地域医療に貢献しています。

現在の本町を取り巻く医療環境は、まだまだ充実しているとは言えない状況にあり、医師の高齢化・看護師及びコメディカルスタッフ不足がその中心的課題です。その一因として、全国的な専門医療偏重の医師養成システムが挙げられますが、地域では必ずしも高度な専門医療ばかりを必要としていません。

専門医療への橋渡しの役割を行う総合医・家庭医といった存在が注目されている中、本院では、そういった地域ニーズに応えられる総合診療医師の養成や教育プログラムの提供（各種講習会、研修会の開催等）に努め、安定した、かつ継続的な地域医療を確保していきます。

(2) その対策

① 診療施設

本町が進める「保健・医療・福祉ゾーン構想」の中心となるべき施設として、施設の整備を図っていきます。

本院は、平成 30 年 4 月に新病院に移転後、医師住宅、医師集合住宅、新病院改築と順次整備し、ハード事業はおおむね完了していることから、今後は診療施設のハード面のみならず、ソフト面での充実を図ります。また、地域医療の中核を担う公立病院として、医学・医術の進歩に対応した医療機器の整備に努めていきます。

② 医師の確保

救急医療、入院、当番医、感染症指定、訪問看護など 365 日 24 時間対応できる医療機関として宮崎大学医学部、宮崎県医師確保対策推進協議会、民間医療機関と連携を図り、医師の確保に努めるとともに、民間人材紹介会社等を通じて募集広告を行っていきます。また同時に、医師の健康確保、医療安全や医療の質の向上、女性医師も活躍できる場の創出につながる医師の働き方改革等にも、安定した医療の提供と並行して取り組んでいきます。

③ 地域医療の確保

地域医療の確保対策として、救急医療体制の確実な運営と町立病院の医師、看護師等の不足解消

に努めていきます。また、地域医療の中核を担う公立病院として、医学・医術の進歩に対応した医療機器の整備を行うとともに、健康相談事業や各種健康診断などを積極的に実施し、生活習慣病対策と予防医療体制の強化を図ります。

更に、総合診療というこれからの時代を担う新たな医療体制を町として全面的にバックアップし、地域医療の先進的取組に対し積極的に取り組んでいきます。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 病院	病院施設整備事業	町	
		医療機器整備事業	町	
	(3)過疎地域持続 的発展特別事 業 自治体病院	医師等確保対策事業	国保病院	
		薬剤師確保対策事業	国保病院	
		地域医療促進事業	町 国保病院	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

① 現況と課題

都農町国保病院は、平成30年4月に新病院に移転後、医師住宅、医師集合住宅、新病院改築と順次整備し、ハード事業はおおむね完了しました。

② 管理に関する基本的な考え方

計画的な維持保全を実施し、長寿命化を図ります。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

本町の学校教育方針は、本町の歴史、伝統、文化を尊重し、知・徳・体の調和の取れた人材の育成を図ることにあります。このため、学校、地域、家庭など社会を構成する全ての者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力しながら、町民ひとりひとりの生涯にわたる学習を支え合い、その実現に努めなければなりません。

そして、都農町で育ち、学ぶことを通して、郷土に誇りと愛着をもち、地域社会、日本、国際社会の平和と発展に寄与できるような人材を育成していきます。

本町の児童・生徒の状況は、別表7のとおりです。令和3年5月現在、町立小学校は本校3校、分校1校で児童数546人、町立中学校は1校で生徒数228人となっており、町中心部に近い小学校では増加も見られますが、全体的には少子化の影響で児童・生徒数は減少傾向にあり、学校によっては複

式学級での学習を余儀なくされている状況にあります。とりわけ山間地域では減少幅が大きく、学校規模の適正化や適正配置などの検討が必要となっています。

学校施設は子どもの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の緊急避難所としての役割を果たすため、その安全性の確保は極めて重要です。

そのため、老朽化した校舎や屋体・設備等の整備を進めるとともに、耐震化工事や補強工事を行ってきており、令和3年5月1日現在で町内小中学校の耐震化率は100%となっています。

しかし、耐震性はあっても築後40年以上経過した建物が多数あることから、非構造部材の耐震化や長寿命化による老朽化対策、防災機能の強化などを推進する必要があるほか、車いすでの移動環境を考慮したバリアフリー化やグラウンドの改修などの対策も急務となっています。

給食施設については、昭和56年3月に完成した共同調理場が築後40年以上経過しているため、施設の状態を見ながら建て替えを含め検討を行っていきます。

(別表7) 児童生徒等の現況

(単位：人、%、クラス)

学校名	学級数	教職員数	A	B	増減率
			平成27年	令和3年	B/A-1*100
都農小学校	10	17	216	224	3.7
都農南小学校	11	16	203	236	16.3
都農東小学校	7	14	76	75	△1.3
内野々分校	2	3	18	11	△38.9
都農中学校	10	27	316	228	△27.8

(令和3年5月1日現在)

② 社会教育

近年の少子・高齢化社会の進行、高度情報化やグローバル化の進展、産業・就業構造の変化、家族形態の多様化など急激な社会情勢の変化に伴い、社会教育を通して解決すべき課題は増加してきています。

特に、急激な社会情勢の変化は、青少年の意識や行動に多大な影響を及ぼし、家庭や地域などの青少年を育成する機能の変化もその健全育成に影響を与える要因となっています。このような中で学校・家庭・地域が一体となって健全育成の取組を行っていますが、今後さらに関係機関、団体とも強い連携協力のもとに青少年の一体的健全育成体制の確立や社会環境を整備し、青少年の社会参加と健全育成を支援する必要があります。

姉妹都市である沖縄県糸満市の児童と2年間にわたって交流を行う糸満市・都農町少年交流事業では、交流を通してお互いに見聞を広め、規律ある団体行動により自主性及び協調と連帯の精神を養うとともに、子どもたち相互の友情と信頼を深め、時代を担う少年リーダーを養成しています。

生涯学習の振興では、ライフスタイルの変化や余暇時間の増加などにより、町民の学習ニーズは多様化してきており、自らの生きがいづくりや自己実現、地域の問題解決のため、その果たす役割はますます重要となっています。

しかしながら、本町では個人的(趣味的)ニーズに基づく学習が中心となっており、社会の要請に基づく学習が欠けている状況です。

今後は、住民ニーズや社会的要求を的確に把握し、町民が生涯にわたり多様な学習活動ができるように、都農町公民館の機能の拡充など総合的な生涯学習環境づくり、さらに、学んだ成果を地域に活かし、家庭や地域の教育力の向上につながる環境づくりを推進していく必要があります。

また、町民が「学ぶ」「集う」「楽しむ」ことのできる図書館づくりを目指し、図書館の利用促進

を図っていますが、近年、読書離れが進み、貸出冊数（特に一般書）は、年々、減少傾向にあります。そこで、魅力ある図書館とするため、多様なニーズに合った蔵書の充実や県内図書館との横断検索によるネットワーク化、学校への移動図書館サービスの提供など、知の拠点として人と本とを結びつけ、豊かな人間性を育むことが必要です。

スポーツ活動は、親しむことによって、明るく健康的な生活を営み、豊かな人間関係を育み、生きがいのある人生を送る上で大きな意義があります。近年の余暇時間の増大、体力及び健康づくりへの関心の高まりは、スポーツ愛好者の増加を見せており、本町で開催される都農尾鈴マラソン大会では年々参加者が増え、3,000名を超える大会に成長しています。しかし、個人でできるスポーツ愛好者の増加は見られるものの団体競技（野球・ソフトボールなど）では、人口減によるチーム数の減少も見られている状況です。

本町は、藤見公園を中心とした屋外施設（野球場・陸上競技場・多目的広場・テニス場など）と屋内運動場、役場周辺の屋内施設（体育館・武道館）の体育施設を保有しているものの、施設の老朽化が進んでいます。随時、改修等行っていますが、大規模な改修が必要な施設も出てきています。

こうした中で、藤見公園内に令和9年度に開催される国民スポーツ大会のホッケー会場（人工芝）を設置する計画があり、今後は、すべての町民がスポーツに親しみ、スポーツを通して健康づくりや生きがいづくりを推進していくため、スポーツイベントや教室等の充実、スポーツ関連団体や指導者の育成及び連携、施設の整備等を図っていく必要があります。

（別表 8）社会教育・体育施設等

施設名	設置年度	備 考
都農町公民館	昭和 42 年	事務室、大・中・小会議室各 1、講座室、調理室
都農町民体育館	昭和 50 年	アリーナ(バレーボール 3 面、ミニバレーボール・バドミントン 6 面、テニス 1 面)、更衣室、事務室、器具庫
都農町武道館	昭和 45 年	柔道場 1、剣道場 1
都農町民図書館	平成 7 年	
藤見公園		
野球場	昭和 52 年	両翼 95m センター113m
テニス場	昭和 52 年	3 面
野球場照明	平成 2 年	4 基(96 灯)
東側多目的広場	平成 12 年	ソフトボール場 1 面
西側多目的広場	平成 12 年	一般サッカー1 面又は少年サッカー2 面
屋内運動場	平成 27 年	床 クレー塗装 ネット内 26.7m × 38.9m
陸上競技場	平成 8 年	全天候型トラック400m×8コース、会議室、更衣室、役員室事務室他、メインスタンド 1,100 人収容
名貫多目的広場		ソフトボール場 2 面

（2）その対策

① 学校教育

安全な学校施設及び良好な施設環境の確保の整備のため、計画の実施に努めていきます。

- 1) 都農中学校のバリアフリー対策（エレベーターの設置）
- 2) 都農中学校部室の老朽化に対する女子部活動生が使用する更衣室の新設
- 3) 各学校における備品（机、椅子等）の計画的整備
- 4) 各学校における外壁塗装・防水工事等の計画的整備

また、今後ますます必要となる情報化教育に対応するために、町内学校に I C T 整備を行い、さ

らには、子育て支援・少子化対策として、老朽化した都農東小学校内児童クラブ施設の修繕改築も計画していきます。

② 社会教育

生涯教育は、町民の特性や要望を踏まえて、学習の機会や内容の充実を推進していきます。特に、未来を担う青少年の健全育成については、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進し、関係機関、団体との強い連携協力のもとで着実な推進に努めていきます。

また、社会体育の振興については、町民がいつでもどこでも気軽にスポーツが楽しめる環境整備と普及推進を図り、健やかな体の保持・増進に努めていきます。

しかしながら、施設の老朽化に伴い、安全性が低下しており、年々維持更新費用が増大している現状については改善していかなければなりません。さらに、利用者が使いやすい仕様に変更したり、バリアフリーに対応するなど改善していくことも重要になっています。

今後は、維持管理、改修に努めながら、施設の統合や複合・集約など新たな方向性を次のように定めます。

- 1) 実情とニーズに即した学習内容の構築、家庭及び地域社会の教育的機能の充実を図り、生涯学習基盤の確立と推進を行っていきます。
- 2) 青少年、成人、高齢者及びPTA、家庭教育、女性等、年代・部門ごとの生涯教育計画を作成し、推進を図っていきます。
- 3) 都農町公民館活動の充実と強化を図っていきます。
- 4) 図書の実と施設・備品の改善、環境整備に努め、町民図書館の効率的運営と利用促進を図っていきます。
- 5) すべての町民がスポーツに親しみ、スポーツを通して健康づくりや生きがいづくりを推進していくため、関係団体との連携を緊密にし、スポーツ教室の開催やニュースポーツの紹介などの普及推進に努めます。
- 6) 指定管理者制度の導入により、体育施設の有効活用と施設の整備・充実を図っていきます。
- 7) 老朽化の進んでいる施設や災害拠点となりうる施設を優先的に整備・改修を行うとともに災害時を想定した施設の機能の充実を図ります。
- 8) 将来を見据えたスポーツ施設の整備計画を策定します。

なお、上記の方針を具体的に実施していくため、次の項目で掲げた事業を推進しながら対策を講じていきます。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連 施設 校舎	都農小学校トイレ大規模改修工事	町	
		都農南小学校北校舎外壁防水塗装工事	町	
		都農東小学校トイレ大規模改修工事	町	

	都農東小学校特別教室棟外壁防水塗装工事	町	
	都農中学校管理棟防水塗装工事	町	
	都農中学校バリアフリー化整備工事	町	
	都農南小学校渡り廊下改修工事	町	
屋内運動場	都農南小学校体育館外壁防水塗装工事	町	
	都農中学校体育館防水塗装工事	町	
屋外運動場	都農中学校グラウンド改修工事	町	
その他	都農中学校部活動室改築工事	町	
	備品等整備計画	町	
(3)集会施設、体育施設等			
公民館	都農町公民館整備事業	町	
集会施設	福祉避難所・備蓄倉庫建設事業	町	
体育施設	町民体育館改修工事(防水、外壁、内装他)	町	
	町民体育館及び武道館浄化槽改修工事	町	
	町民体育館・武道館更衣室シャワー施設の整備	町	
	武道館防水工事	町	
	藤見公園ホッケー場整備に係る用地取得事業	町	
	藤見公園ホッケー場整備に係る実施設計委託料	町	
	藤見公園ホッケー場整備事業	町	
	藤見公園駐車場区画線整備工事(ソフトボール場・テニス駐車場)	町	
	藤見公園多目的トイレ新設工事	町	
	テニスコート整備工事	町	
	砂場シート整備事業(投てき用1枚・跳躍用2枚・野球場1枚)	町	
	武道館柔道用畳設置	町	

	藤見公園野球場改修工事(グラウンド造成、排水、散水施設、防球ネット、スタンド設置、器具庫改修、ベンチ改修、バックネット周辺改修・ナイター照明 LED 化)	町	
	陸上競技場夜間照明工事	町	
	藤見公園陸上競技場管理棟延命工事	町	
	藤見公園陸上競技場管理棟空調設備改修工事	町	
	藤見公園陸上競技場管理棟用具倉庫新設工事	町	
	陸上競技場タータン張替工事	町	
	ドクターヘリ着陸エリア整備事業	町	
	防球ネット工事(野球場・西側多目的広場)	町	
	フェンス設置工事(各駐車場・道路との境界、他ソフトボール場ライト側フェンス延長)	町	
	公園遊具整備(新設、改修、解体)	町	
	藤見公園屋内運動場人工芝生設置工事	町	
	ソフトボール場水道設置工事	町	
	屋内運動施設倉庫	町	
	公園内暗渠新設及び改修	町	
	施設塗装(ナイター、ベンチ、遊具等)	町	
	公園内案内看板設置	町	
	名貴多目的運動場移動式ベンチ	町	
	内野々運動場(内野・外野整備、フェンス設置、備品整備)	町	
	下菰生運動場整備(補修等)	町	
	湯の本運動場整備(補修等)	町	
図書館	都農町民図書館老朽化に伴う施設整備事業	町	
(4)過疎地域持続的発展特別事業			
その他	藤見公園管理委託事業(指定管理者)	町	

		学力向上推進事業	町	
		糸満市・都農町少年交流事業	町	
	(5)その他	町民体育館備品購入(シート、巻き取り機、スポーツ備品)	町	
		藤見公園乗用草刈り機購入	町	
		藤見公園備品整備事業(屋内、多目的等)	町	
		地盤沈下・陥没調査	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

① 現況と課題

学校教育系施設は、小学校4校、中学校1校、学校給食調理場1箇所ありますがそのほとんどが昭和40年代から50年代に整備された施設のため、近い将来、改修・更新の検討が必要な状況です。

スポーツ・レクリエーション施設については、建物25棟(延床面積5,923㎡)保有していますが、延床面積比で旧耐震基準の時期に建設された建物が52%、築年数が30年を超える建物が54%となっています。

② 管理に関する基本的な考え方

学校教育系施設については、快適な学習環境を整備するため、トイレの様式化を含めた大規模改造を年次的に行っていきます。また、経過年数の多い施設及び劣化の進んだ施設を優先的に外壁防水塗装などの予防保全工事を計画的に実施します。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町には44の自治会があり、地区住民と行政のパイプ役としての機能を果たしつつ、自治会役員等を中心にそれぞれの自治公民館・研修館を拠点とした自主的な活動を行っています。しかし、近年急激に進む少子・高齢化の影響で過疎化が進む中、構成人数が小規模な自治会においては、自治活動の維持機能が低下傾向にあり、長年地区内で行われてきた年中行事などの伝統や地域文化は失われ、地区内行事などの減少で地域住民間の融和や連携の希薄化が進んでいます。

本町の活性化、地域の持続的発展のためには集落機能の維持と活性化は欠くことのできない問題であり、各地域の現状と課題を的確に把握し、実情を踏まえた施策の展開が急務となります。

また、過疎化により地域でのリーダー的人材の不足が深刻化しています。この現状に対応するため、各種研修や生涯学習を通じた地域内人材の発掘・育成とともに、地域外からの人材受入れとその移住者の住居確保及び町民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、住空間の効率的な整備更新も必要です。

(2) その対策

集落機能の健全な維持と活性化のため、地区住民のコミュニティ活動や生涯学習の推進を図るとと

もに、その拠点となる自治公民館等の整備を支援し、地区住民の集会・生涯学習・自治会行事等の中核施設としていきます。

また、将来における集落の状況を的確に想定しながら、特に過疎化の進んだ集落等のマンパワー不足を補うために地域おこし協力隊等による集落支援事業に取り組むとともに、自らが地域おこしを進めていけるような人材の育成と移住者へ住居を提供するための施策及び生活基盤となる住空間を効率的に整備更新するよう努めます。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(1)過疎地域集落 再編整備	定住促進住宅建設事業	町	
		高齢者等集合住宅建設	町	
	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 集落整備	自治公民館整備等補助金	自治会	

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

心の豊かさ、質の高い生活が重視される中、近年は文化に対する関心は高まっています。文化は地域の源泉になるものであり、文化を核とした地域の構築が求められます。

本町には、平成16年12月10日に重要文化財(建造物)に指定された「赤木家住宅」が保存されています。この文化財を学校教育、生涯学習の教材として活用していくことにより、郷土に対する愛情と文化財保護意識の高揚につながり、地域文化の振興に大きく寄与します。

赤木家住宅は主指定である主屋、蔵及び納屋の3棟から成り立っていますが、蔵と納屋は傷みが激しかったため令和元年度から本格的な保存修理工事を行っております。

(2) その対策

地域の文化遺産を保存するための施設整備に努めます。

赤木家の蔵及び納屋は、令和2年度に全解体を行い、再び使用できる材料とできない材料を選定し補修後、令和3年度に改めて組み直す等の手法で保存修理工事を進めていきます。使用できない部分の材料については、元の材料と同じ種類の材料を使用し補充します。

また、各地区や一部地域に残る伝承・伝統行事や無形民俗文化財の保存については、地域ごとの調査を実施し、その結果を精査した上で、各地区の実情に合った施策を講じます。

- 1) 町指定文化財の候補になり得るか否かの検討
- 2) 補助金や助成金などの財政的支援についての検討
- 3) 後継者などの育成のための研修の実施

その他、住民の文化に対する関心をより高めるために、各種文化団体の支援を行いつつ、地域の方々が自分たちの地域の歴史、文化を知る機会の創出を図っていきます。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1)地域文化振 興施設等 地域文化振 興施設	重要文化財赤木家住宅保存修理事業(赤木家住宅 蔵・納屋の全解体・組立による保存修理)	町	

12. 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

地球温暖化が進行するにつれて、毎年のように全国各地で異常気象に起因する災害が多発しており、本町においてもそのリスクは潜在しており、可能な限り回避しなければなりません。

このため、温暖化の直接的な原因である温室効果ガスの削減や、防災・減災力の向上に資する取組を推進する必要があります。

(2) その対策

平時の温室効果ガス排出抑制や、災害時の防災拠点・指定避難所等へのエネルギー供給を同時に実現するため、木質バイオマス熱電併給設備を導入します。加えて、その燃料として有効と考えられる早生樹の育成を町内で行い、生産、運搬、エネルギー化等にかかる技術やビジネスモデルを確立します。

また、本町には再生可能エネルギーのシンボルとして、旧リニア実験線跡地を利用した太陽光メガソーラー発電所があります。この施設を所有する企業グループとともにエネルギーの域内消費や地域資源による経済循環等に取り組みながら、町の持続的な発展を目指していきます。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エ ネルギーの利 用の促進	(1)再生可能エネ ルギー利用施設	木質バイオマス熱電併給に係る機器の導入	町	
		自治体新電力(地域新電力)の設立	町 民間	
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネ ルギー利用	木質バイオマス資源のサプライチェーンの 構築	町 民間	
		太陽光第三者所有事業(PPA 事業)	町 民間	
		省エネ ESCO 事業	町 民間	
		EV カーシェア事業	町 民間	
		蓄電池制御システムの開発・実証(電力の 融通等)	町 民間	
		バーチャルパワープラント構築事業	町 民間	

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 町民主体のまちづくり

本町の過疎化の進行による人口減少、基幹産業である農林水産業の後継者不足、企業の経営不振、人口構成の高齢化などの状況は非常に深刻で、県内における町民所得が低位であるという状況は続いています。問題を解決していくために、前述の1～12で掲げた対策を早急に進めなければなりません。

また、併せてまちづくりは「人づくり」といわれるように、マンパワーの充実が町の活性化に必要な不可欠なものであり、地域住民の潜在能力を引き出す施策を展開していくことが求められています。

超高齢化が進む中で、地域の自主性や主体性を衰退させない対策が必要となっており、住民一人一人が豊かな心で生活できる地域にしていくことが大切です。

② 都農高校跡地有効活用

宮崎県立都農高校は、本町唯一の県立高校として、昭和30年に開校して以来67年の間に約1万人の地域を支える人材を輩出してきました。しかしながら、県立高等学校教育整備計画により、再編統合が決定され、令和2年度をもって閉校となりました。

閉校に伴い、若年層の転出超過が懸念される場所ですが、今後はこれらの施設を活用し、多様な年齢層が町に愛着を持ち続け、定住し、町外からの移住者等にとっても魅力あるまちづくりを目指すことが求められます。

(2) その対策

① 豊かな心で生活できる地域づくり

1) 町民参画のまちづくり ～町民が主体的にまちづくりを考え、実践していく機会の創出～

町民自らがまちづくりについて考え、町民同士が集う交流活動を充実させるため、既存の公共施設の活用を含めた活動拠点の整備などを支援していきます。

また、世代間交流や地域間交流の推進とともに、福祉や生涯学習などにおけるNPO、ボランティア組織等の人材育成を行っていきます。

2) ジェンダー平等のまちづくり

ジェンダーの平等は、世界中の人々が豊かに暮らし続けていくための世界共通の目標として、2015年に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）でも、「目標5.ジェンダー平等を実現しよう」として掲げられるなど、大きく取り上げられています。

本町においても、この目標達成に向け「男性だから」「女性だから」という理由で不平等が生まれないように、一人一人が周りの人にジェンダーを押しつけてしまっていないか考える姿勢をもち、男女が互いに人権を尊重しながら、ともに社会のあらゆる分野に参画し、個性や能力を発揮できる社会の実現が必要です。

そのために、意識の啓発や学習機会の提供を行い、仕事と生活の調和が可能となる環境整備などジェンダー平等のまちづくりを目指していきます。

② 都農高校跡地有効活用

都農高校跡地は、町の中心部に位置し、広大な敷地も有しているなど立地条件の良好な施設です。活用方法としても、校舎、体育館、運動場を含め様々な活用が期待できる施設であるため、今後、地域住民等の意見も取り入れながら施設活用の方向性を決定し整備を行っていきます。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		人材育成事業基金	町	
		過疎地域等持続的発展活性化推進事業	町	
		都農高校跡地有効活用事業	町 民間	

事業計画 (令和3年度～7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分 (再掲載)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進人材育成	(2)過疎地域持続的発展特別事業 人材育成	地域おこし協力隊受入れ事業	町	
		地域活性化起業人受入れ事業	町	
		女性の活躍促進事業	町	
		都農町高校生夢未来応援事業	町	
		資格取得奨励事業	町	
		青少年海外派遣事業	町	
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農業振興対策事業	認定農業者等	
		新規就農者研修受入れ事業	町	
		農業人材投資事業	町	
		収入保険加入促進事業	町	
		中山間直接支払事業	木和田鼓地区	

		農業法人設立促進事業補助金	町	
		肉用牛生産基盤強化対策事業のうち「家畜導入及び自家保留補助事業」	町	
		畜産再生・地域生産支援補助金のうち「飼料安定供給支援」と「地域生産システム検討」	町	
		漁業振興対策基金事業・基金積立 ※産業の振興	町	
		漁業資源繁殖施設整備事業 ※産業の振興(築いそ整備)	町	
		農業振興対策基金事業・基金積立 ※産業の振興	町	
		水産業振興対策事業 (つの水産振興・加工品開発協議会補助金)	つの水産振興加工品開発協議会	
	商工業・6次産業化	都農町新商品開発事業	町	
		6次産業化事業	民間	
		商工・観光戦略事業	町	
		販路開拓推進事業	町	
		都農町商工会運営補助金	商工会	
		新型コロナウイルス感染症経済対策事業	町	
	観光	都農町観光協会補助金	町観光協会	
		道の駅「つの」指定管理事業	町	
	企業誘致	企業立地促進に関する奨励金事業	町	
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	タブレット端末配布事業	町	
	その他	コンビニ交付事業	町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域福祉バス運行事業(デマンド型乗合タクシー運行業務を含む。)	町 委託業者	
		幹線バス路線対策事業	町	

5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	防災資機材・備蓄品整備事業	町	
		自主防災資機材配備	町	
		消防資機材購入事業	町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業 児童福祉	妊婦、子育て相談事業	町	
		不妊治療費助成事業	町	
		むし歯予防事業	町	
		子ども医療費無償化事業	町	過疎地域の持続的発展のため少子化対策として、本事業を実施することにより子どもを生み育てやすい環境を提供する。
		子宝祝金事業	町	
		保育料無償化事業	町	過疎地域の持続的発展のため少子化対策として、本事業を実施することにより子どもを生み育てやすい環境を提供する。
		子育て応援手当事業	町	
		保育士等確保支援事業	町	
		保育活動等事業	町	
		介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)	町	
	高齢者・障害者福祉	家族介護支援事業	町	
		福祉用具・住宅改修支援事業	町	
		成年後見制度利用支援事業	町	
		認知症高齢者見守り事業	町	

介護給付等費用適正化事業	町	
生活支援体制整備事業	町	
在宅医療・介護連携推進事業	町	
広域在宅医療・介護連携推進事業	児湯5町	
認知症総合支援事業	町	
地域ケア会議推進事業	町	
地域包括支援センター運営事業	町	
介護予防普及啓発事業	町	
100まで運動教室(介護予防運動教室)	町	
介護予防運動サポーター養成等事業	町	
高齢者住宅改造等助成事業	町	
高齢者温泉保養助成事業	町	
短期宿泊事業	町	
寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業	町	
多世代交流等活動支援事業	町	
ちょこっとサービス事業	町	
高齢者活動支援事業	町	
高齢者あん摩・マッサージ・はり及びきゅう 施術助成事業	町	
高齢者在宅生活支援事業	町	
通所介護サービス継続運営事業補助金	社会福祉法人 聖水会	
介護職員等確保支援事業	町	
社会福祉協議会補助金事業	町	

		障がい者住宅改造助成事業	町	
		多世代交流等活動支援事業	町	
	健康づくり	結核予防事業	町	
		任意予防接種事業	町	
		健康増進事業	町	
	その他	保護司会補助事業	町	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	医師確保対策事業	国保病院	
		薬剤師確保対策事業	国保病院	
		地域医療促進事業	町 国保病院	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	藤見公園管理委託事業(指定管理者)	町	
		学力向上推進事業	町	
		糸満市・都農町少年交流事業	町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業 集落整備	自治公民館整備等補助金	自治会	
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	木質バイオマス資源のサプライチェーンの構築	町 民間	
		太陽光第三者所有事業(PPA 事業)	町 民間	
		省エネ ESCO 事業	町 民間	
		EV カーシェア事業	町 民間	
		蓄電池制御システムの開発・実証(電力の融通等)	町 民間	
		バーチャルパワープラント構築	町 民間	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		人材育成事業基金	町	
		過疎地域等持続的発展活性化推進事業	町	
		都農高校跡地有効活用事業	町 民間	

